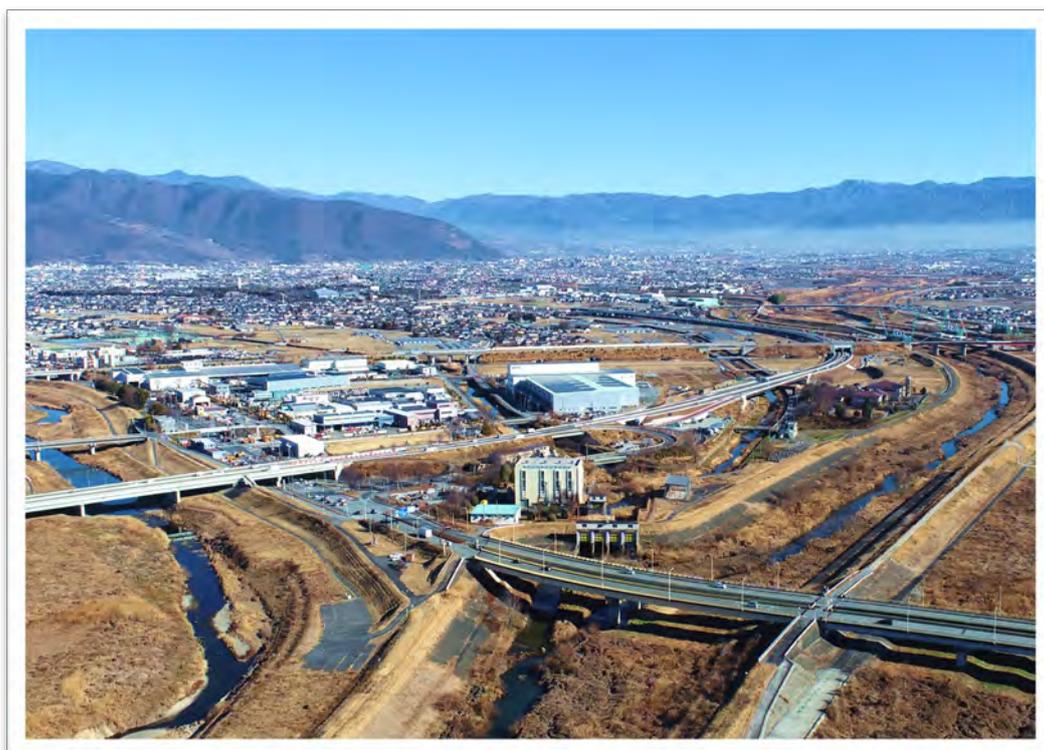


流域治水対策アクションプラン 【濁川流域】



令和6年2月

濁川流域治水検討会

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

山梨県 甲府市 笛吹市



流域治水対策アクションプラン【濁川流域】

目 次

【 本 編 】

1. はじめに	1
2. 対象区域の設定	2
3. 基礎調査	2
3.1 流域の概要	2
3.1.1 地形的特徴	4
3.1.2 土地利用状況	6
3.2 河道の整備状況	8
3.3 浸水被害の状況	10
4. アクションプラン	13
4.1 基本方針	13
4.2 対象降雨	13
4.3 対象期間	14
4.4 アクションプランの目標	14
4.5 アクションプランの対策メニュー	15
4.5.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	16
4.5.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策	19
4.5.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	20
4.6 想定される効果	21
4.6.1 テーマ1（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策）	21
4.6.2 テーマ2（被害対象を減少させるための対策）	22
4.6.3 テーマ3（被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）	22
4.6.4 まとめ（目指す姿）	22
5. アクションプランの進捗管理	23
5.1 管理指標の設定	23
5.2 年次報告と計画の見直し等	23
【 対策メニュー 編 】	
アクションプランの推進	25
【 巻 末 資 料 】	103



1. はじめに

近年、我が国では、気候変動が主な原因と思われる豪雨災害が頻発しており、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月西日本豪雨、令和元年東日本台風、そして令和 2 年 7 月豪雨など、広域かつ想定をはるかに上回る規模の集中豪雨が発生し、災害が激甚化しており、この傾向はさらに高まることが予想される。

山梨県は、急峻な山々に囲われているという地形的な特徴を持ち、これまでも多くの災害に見舞われてきた。これまでの災害の発生状況を踏まえ、県内の各河川では、河川整備計画を策定し、治水事業が進められてきた。

しかしながら、近年の豪雨災害の状況を踏まえると、治水事業をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要となっている。

このため山梨県では、水害への総合的な防災減災対策を構築するため、河川整備の更なる進捗と、河川の外における対策の推進について、流域のあらゆる関係者の意識醸成と取り組むべき方向性の共有を目的として、令和 3 年 6 月に「山梨県流域治水対策推進基本方針」を策定した。

この基本方針では、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で一体となった治水対策を進める「流域治水」の考え方をもとに、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を流域治水の目標として設定している。

そこで県では、過去の浸水実績などを踏まえ、県内に 4 つのモデル小流域を選定しており、今回、その一つである「濁川流域」において、3 つの対策テーマに基づき、地域特性に応じた具体施策を「アクションプラン」としてとりまとめ、施策や手段を充実させながら、効果的な対策の組み合わせにより、流域治水対策を推進していくこととした。

《3 つの対策テーマ》

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

2. 対象区域の設定

本アクションプランの対象区域は、笛吹川と荒川に囲まれた濁川流域（蛭沢川、渋川を含める）とする。

ただし、地形、土地利用状況、過去の被害の発生状況（発生範囲、要因等）、河川整備の状況を踏まえ、後述する目標規模や対策メニューの設定とそれにより得られる効果から、一体となってアクションプランを検討することが望ましい地域が含まれるよう考慮する。

3. 基礎調査

3.1 流域の概要

濁川は、藤川・高倉川・大円川・十郎川および普通河川野間川・蓬沢川を合わせながら流下し、笛吹川右岸へ合流する一級河川である。濁川流域の南西部には蛭沢川流域、南東部には渋川流域が存在し、蛭沢川流域、渋川流域を含めた流域面積は 46.12km² となっている。流域関連地区の人口（甲府市・笛吹市）は S50 から H7 まで増加して約 26 万 4 千人に達し、それ以降は増減を繰り返し推移している。甲府市街地を流下する濁川上流区間は、沿川に人家が隣立していることから、河道拡幅が困難な状況で浸水被害が拡大しやすい。濁川は 1/50 規模（計画流量 360m³/s）で省路橋までの区間で整備が完了するなど治水安全度も一定程度向上している。

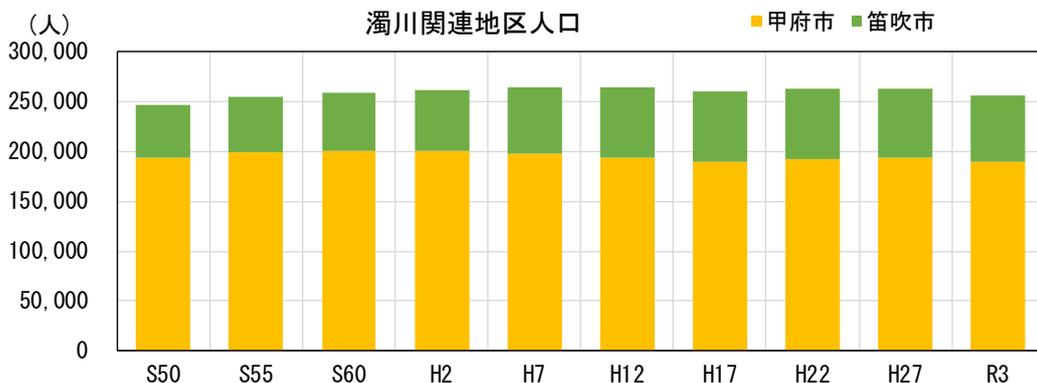


図 3-1 濁川関連地区人口

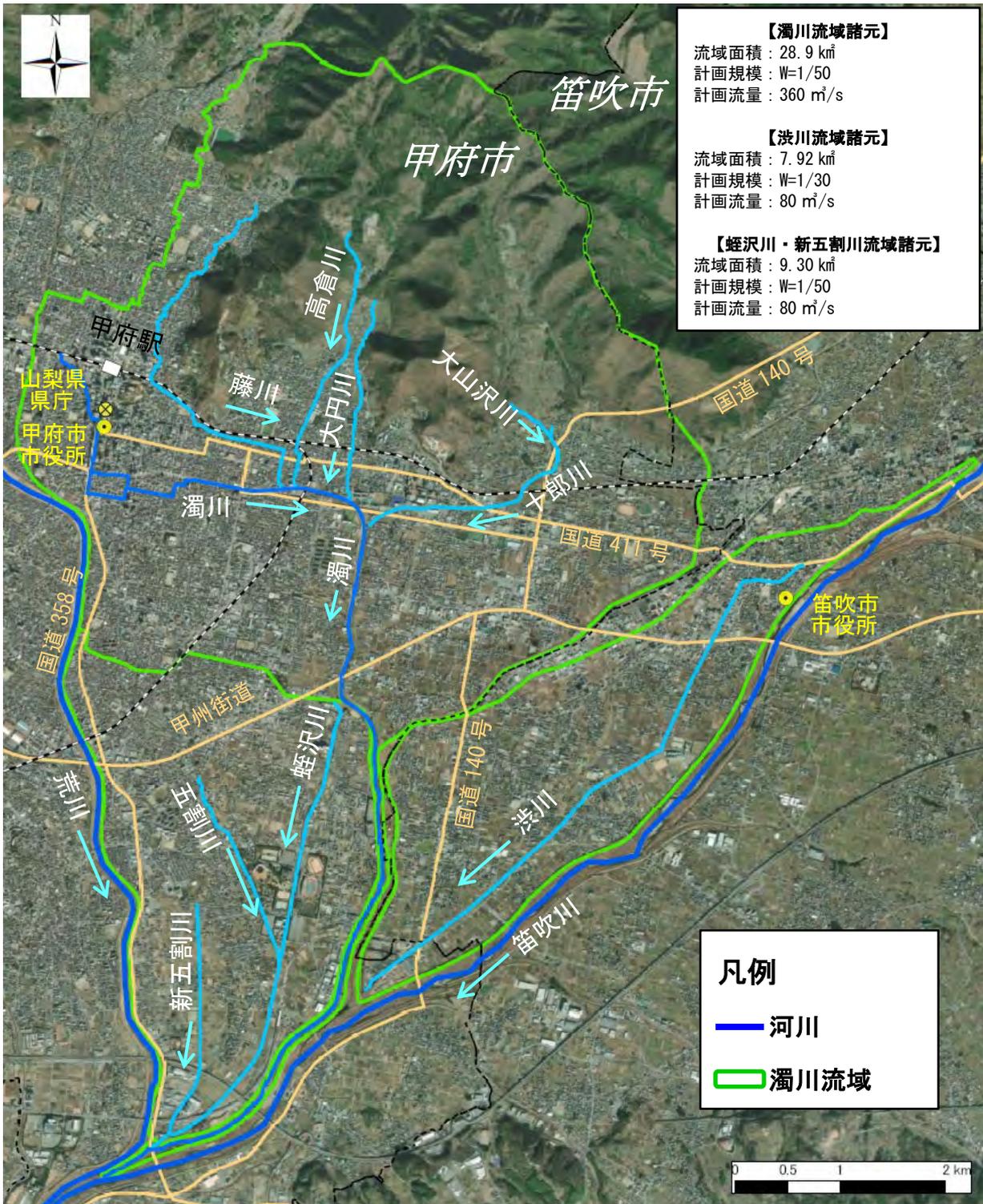


图 3-2 濁川流域图

3.1.1 地形的特徴

濁川流域は大部分が低平地であるが、流域北部の上流域に山地を擁している。低平地は市街地に位置し、また、山地から流水が急勾配により一気に流下するため、降雨時に雨水の流出が早く、河川の水位が上昇しやすい。

本川濁川上流区間は甲府市街地を流下し、図 3-3 に示すように沿川に人家が隣立していることから河道拡幅が困難な状況であり、浸水被害が拡大しやすい。

本川濁川は、バック堤の河道整備が進められており、洪水時に笛吹川の水位上昇により濁川の河道水位が上昇するため、合流支川には排水機場が整備されている。

蛭沢川には穏池排水機場、渋川には渋川排水機場、野間川、蓬沢川に玉諸左岸、右岸排水機場がそれぞれ設置されている。

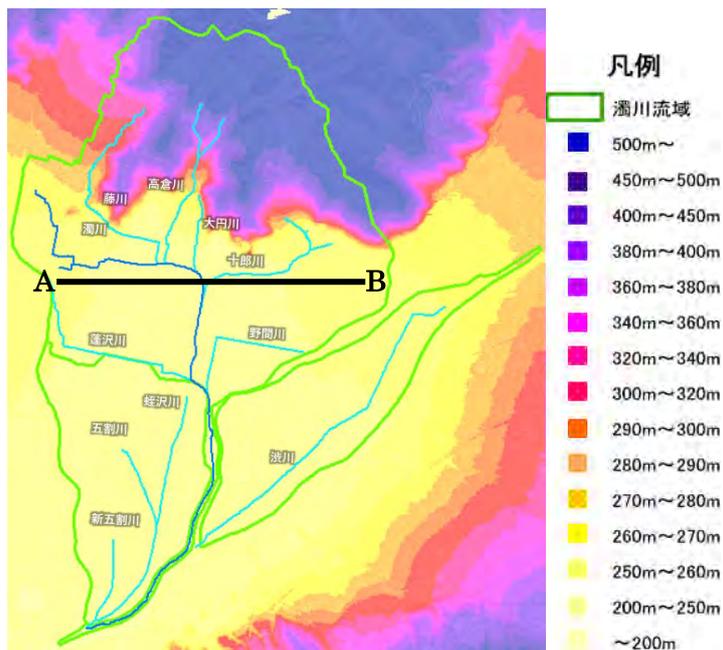
これら濁川の下流支川は、水門等の閉鎖時には支川からの排水が制限され、浸水発生がしやすくなっている。加えて河川に接続水路の周辺では、河川の水位上昇時には排水が制限され、内水氾濫が生じやすい。



図 3-3 濁川上流状況（南深橋上流）



図 3-4 玉諸右岸排水機場



出典：国土数値情報 標高・傾斜度5次メッシュデータより作成

図 3-5 濁川流域周辺の地盤高と河川の状況

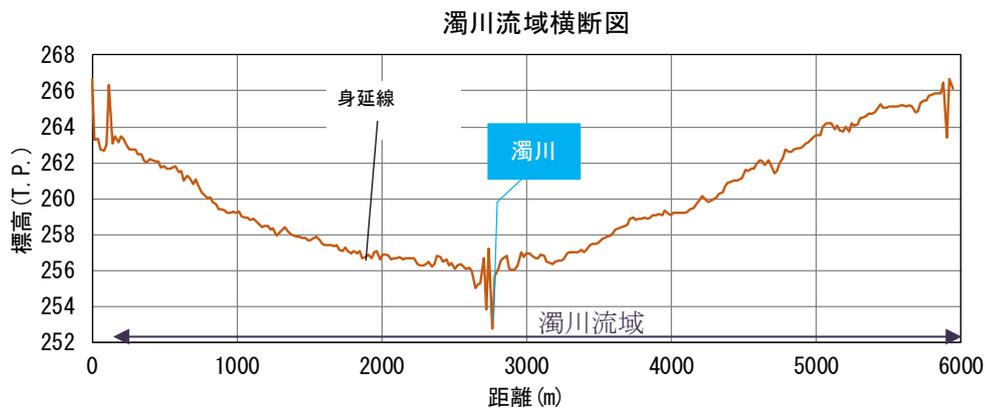


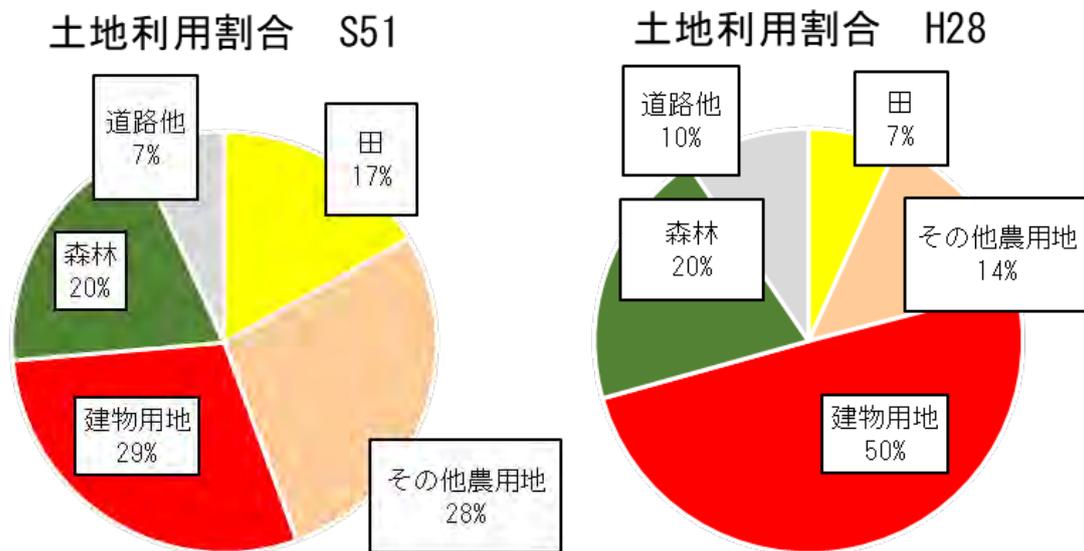
図 3-6 濁川流域横断面図

3.1.2 土地利用状況

濁川流域の現在の土地利用の内訳は、図 3-7 に示すように、建物用地（市街地）が 50%、森林が 20%、その他農用地が 14%である。昭和 51 年の土地利用の内訳と比較すると、建物用地が 29%から 50%に増加しており、市街地化が進んでいる。

一方、水田、その他農用地の割合は減少しており、図 3-9 の航空写真からも、濁川流域東部および北部では宅地の増加が見られる。

昭和 50 年代以降に建物用地が増加したエリアは、十郎川と野間川に挟まれたエリア、渋川流域、五割川・新五割川流域であり、堤防に囲われた内水区域になっている。



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュより作成

図 3-7 土地利用割合の変化（昭和 51 年、平成 28 年）

【昭和 51 年（1976 年）】

【平成 28 年（2016 年）】

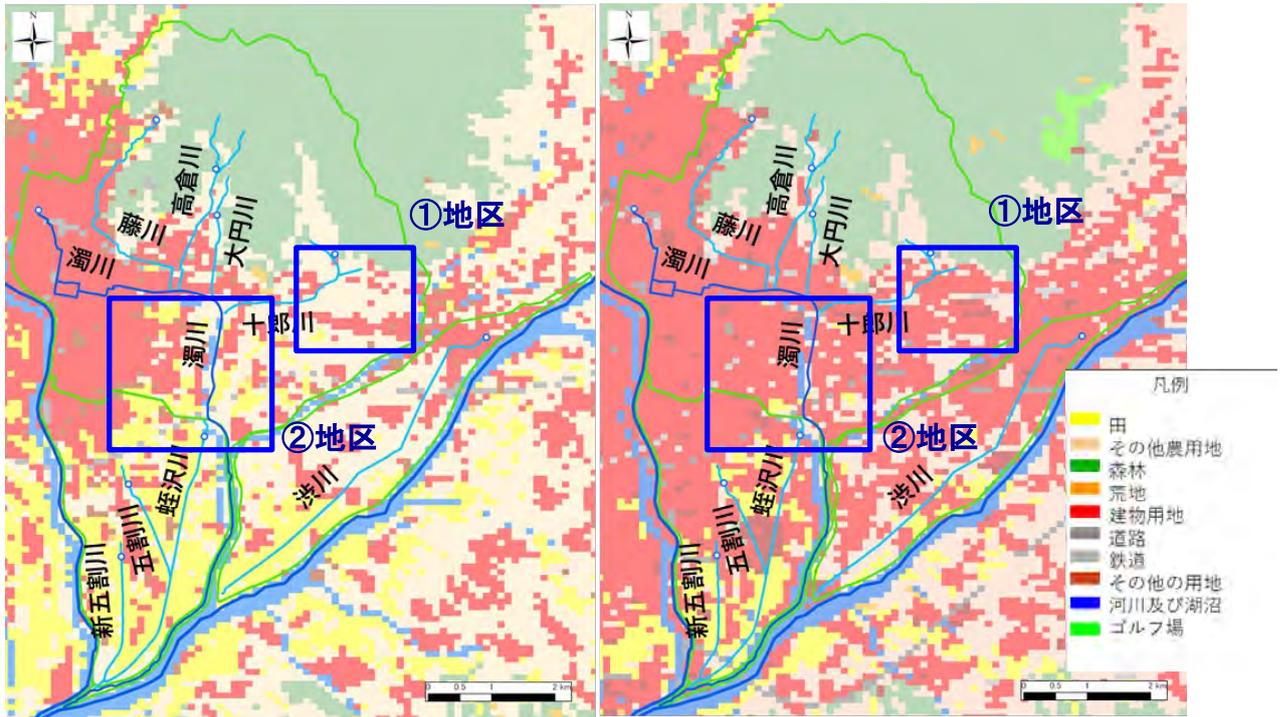


図 3-8 土地利用の変遷（国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ）

	昭和 50 年（1975 年）撮影	平成 27 年（2015 年撮影）
①地区		
②地区		

図 3-9 流域内の航空写真の比較

3.2 河道の整備状況

濁川流域には濁川、藤川、高倉川、大円川、十郎川、大山沢川に加え、渋川流域には渋川、および蛭沢川流域には蛭沢川、五割川、新五割川が存在し、濁川、大円川、十郎川、蛭沢川、五割川、新五割川は整備目標規模が 1/50（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/50（2%））、藤川、高倉川、渋川は 1/30 である。

濁川本川は県管理区間下流端から省路橋までの区間で河道改修が完了しており、目標の治水安全度を達成している。蛭沢川、五割川、新五割川は改修済みであるが、それ以外は、未整備区間・河川改修実施中区間が存在している。

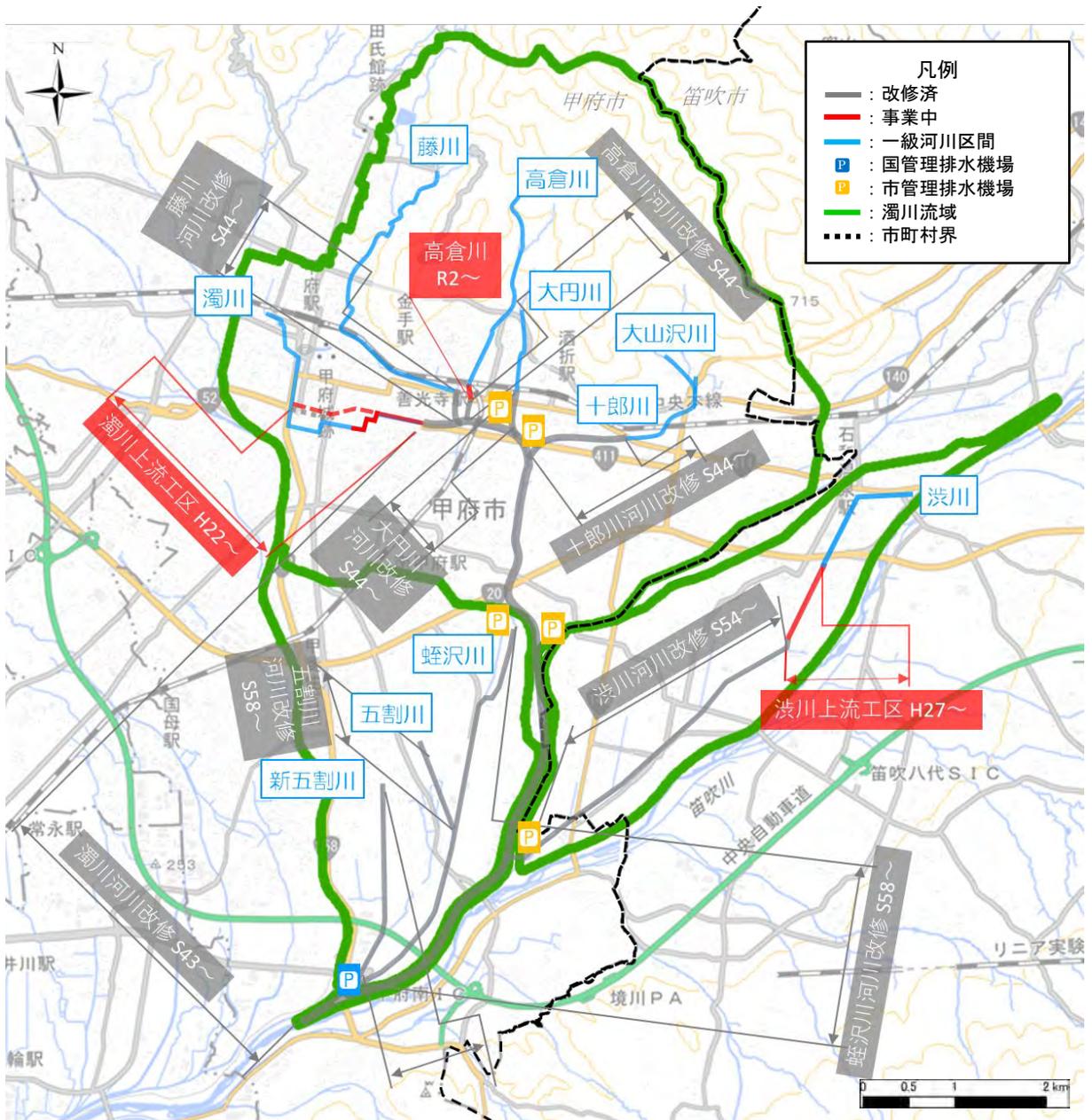


図 3-10 濁川流域の河川整備状況



図 3-11 濁川の整備状況



図 3-12 藤川の整備状況



図 3-13 渋川の整備状況

3.3 浸水被害の状況

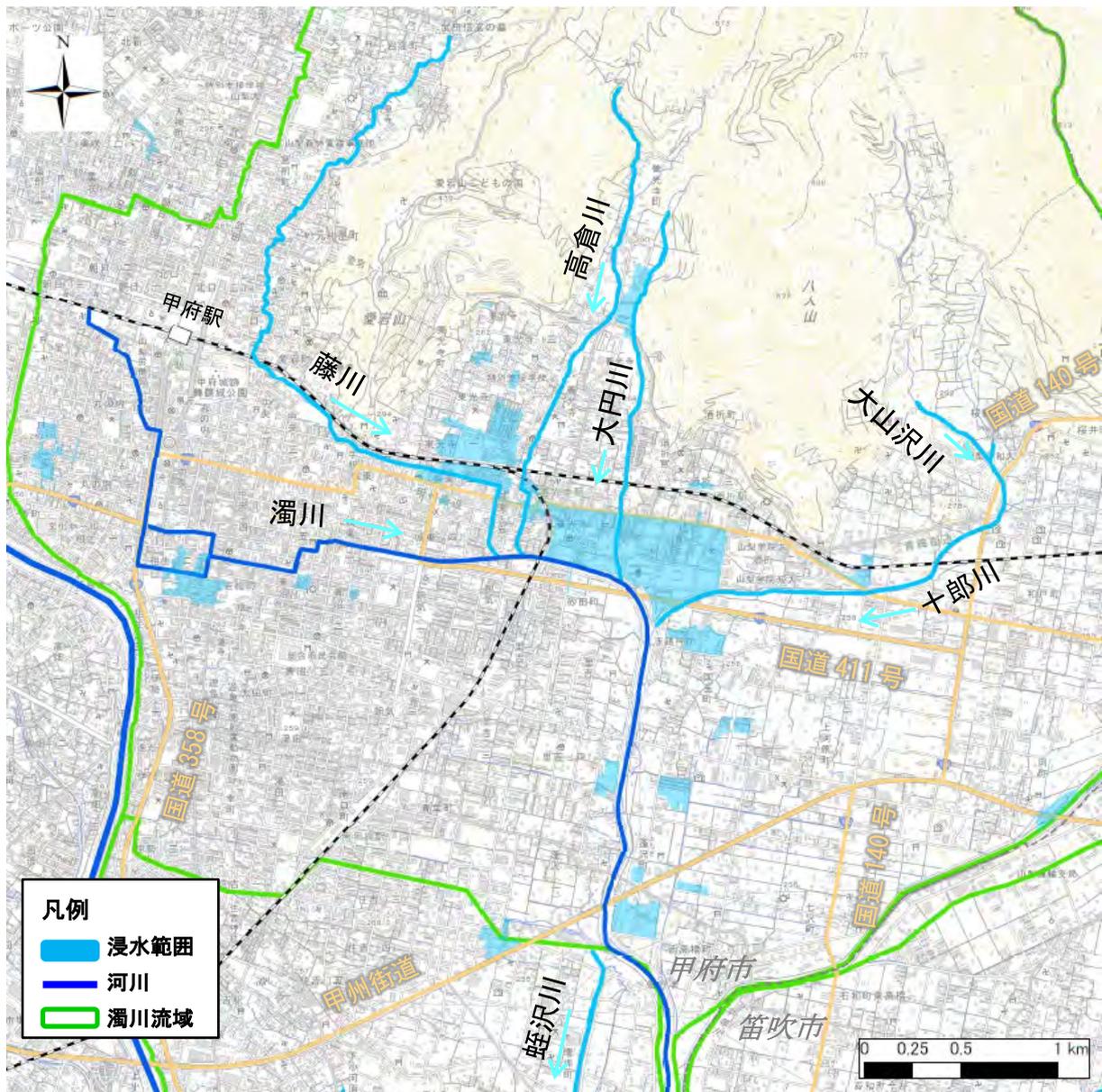
山梨県内では、表 3-1 に示すように、過去の主な水害として、昭和 34 年 8 月の台風 7 号、昭和 57 年 8 月の台風 10 号や、近年では、平成 23 年 9 月の台風 15 号や平成 12 年 9 月洪水および平成 16 年 8 月洪水が挙げられ、度重なる水害により、多数の死者、家屋の浸水被害が発生している。なかでも平成 12 年 9 月洪水は 24 時間雨量で甲府気象台観測所の観測史上、最大を記録し、山梨県内で家屋全壊 1 戸、床上浸水 106 戸などの被害が発生しており、また平成 16 年 8 月洪水においても国道 358 号が 1.2m 冠水するなどの被害が発生している。

表 3-1 山梨県内における主な災害

年代	洪水名	要因	山梨県内の被害
昭和	昭和 34 年 (1959) 8 月	台風 7 号	死者、行方不明者：90 名 家屋全壊：1,659 戸 床上浸水：2,615 戸 床下浸水：11,830 戸 ※災害救助法適用
	昭和 52 年 (1977) 8 月	集中豪雨	床上浸水：669 戸 床下浸水：1,777 戸 田畑冠水：413ha 道路被害：13 箇所 ※災害救助法適用
	昭和 57 年 (1982) 8 月	台風 10 号	死者：7 名 家屋全壊：30 戸 床上浸水：527 戸 床下浸水：1,143 戸
平成	平成 12 年 (2000) 9 月	集中豪雨	家屋全壊：1 戸 床上浸水：106 戸 床下浸水：273 戸
	平成 16 年 (2004) 8 月	雷雨	国道 358 号 1.2m の冠水 160 世帯が停電 徳行 1 丁目落雷でボヤ
	平成 23 年 (2011) 9 月	台風 15 号	床上浸水：40 戸 床下浸水：70 戸

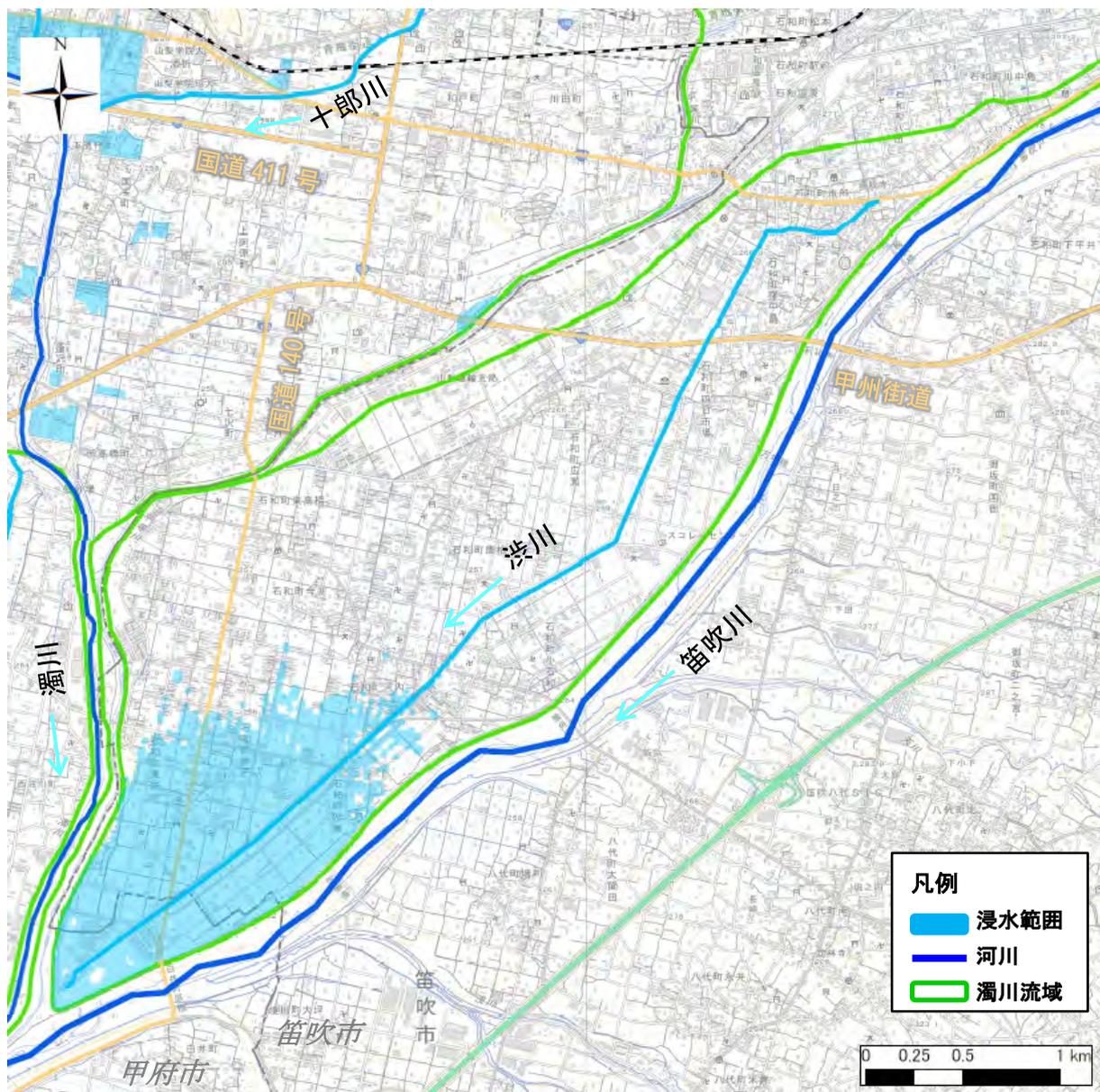


図 3-14 濁川の被災状況 (平成 16 年 8 月洪水)



※浸水範囲については、当時の資料等を基に再現したものであるため、上図に示した浸水範囲以外にも浸水の実績が存在する可能性がある。

図 3-15 平成 12 年 9 月洪水の浸水範囲（澗川流域）



※浸水範囲については、当時の資料等を基に再現したものであるため、上図に示した浸水範囲以外にも浸水の実績が存在する可能性がある。

図 3-16 平成 12 年 9 月洪水の浸水範囲（渋川流域）

4. アクションプラン

4.1 基本方針

本アクションプランは、流域治水の基本的な3つの対策テーマ（テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、テーマ2：被害対象を減少させるための対策、テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）に基づき、考え得るハード・ソフトからなる対策について、実施区域（河川区域、集水域、氾濫域）、具体的な対策メニュー、実施主体、実施期間等を明示する。

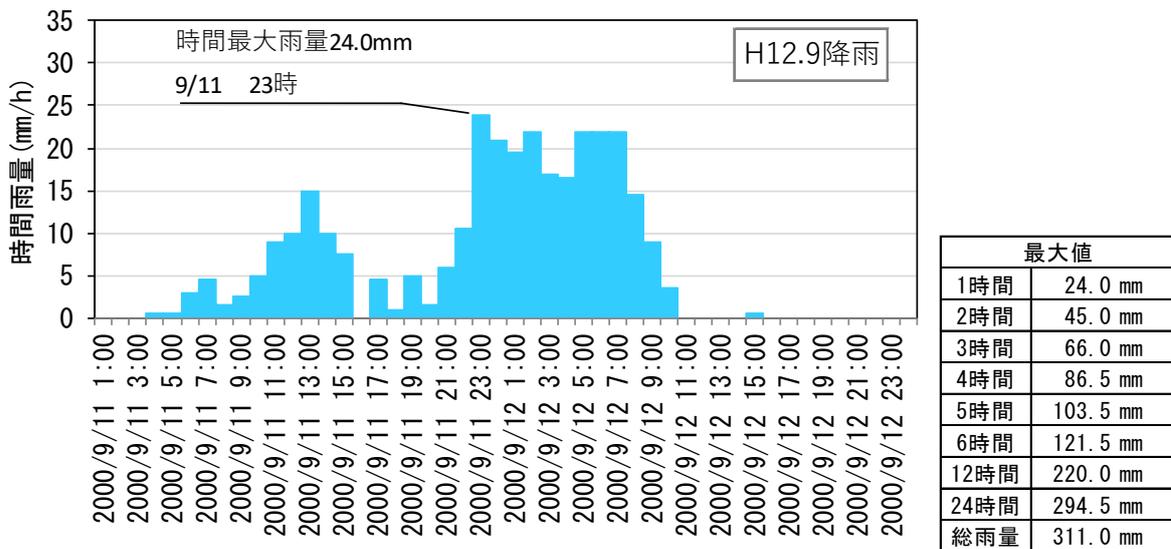
アクションプランでは、対象期間内に一定の効果を見出すため、対策を効果的、戦略的に組み合わせる必要がある。

4.2 対象降雨

平成12年9月降雨では、甲府市内で床上浸水106戸、床下浸水273戸などの被害とともに、濁川流域では大田川下流および濁川上流の約240ha^{※1}などの広範囲にわたり浸水した。

また、雨量に着目すると、平成12年9月降雨は、甲府観測所で294.5mm/24hrを記録し、甲府観測所の観測史上最大の規模であった。

近年最大の降雨であり、濁川本川の河川改修が進んだ状況でも、濁川周辺で浸水被害を発生させた平成12年9月降雨を本アクションプランの対象降雨とする。



出典：気象庁ホームページより作成

図 4-1 平成12年9月降雨のハイトグラフ（甲府観測所）

4.3 対象期間

本アクションプランの対象とする期間は、山梨県流域治水対策推進基本方針に基づき、早急に一定の効果を発揮させるべく、現実的に必要な期間を概ね 10 年として、それ以降も継続して取り組みを実施するものとする。

4.4 アクションプランの目標

濁川流域では、これまで河川整備計画を踏まえた整備を行っており、一定の治水安全度を達成しているが、平成 12 年 9 月降雨が再度発生した場合、浸水被害の危険は残ってしまう。

そのため、本アクションプランでは、対象降雨（平成 12 年 9 月降雨）に対し、濁川や渋川などの河川整備を実施するとともに、河川区域外においても雨水の流出抑制対策や、避難体制の強化等により、流域としての安全度を向上させ、浸水被害の軽減等を目指す。

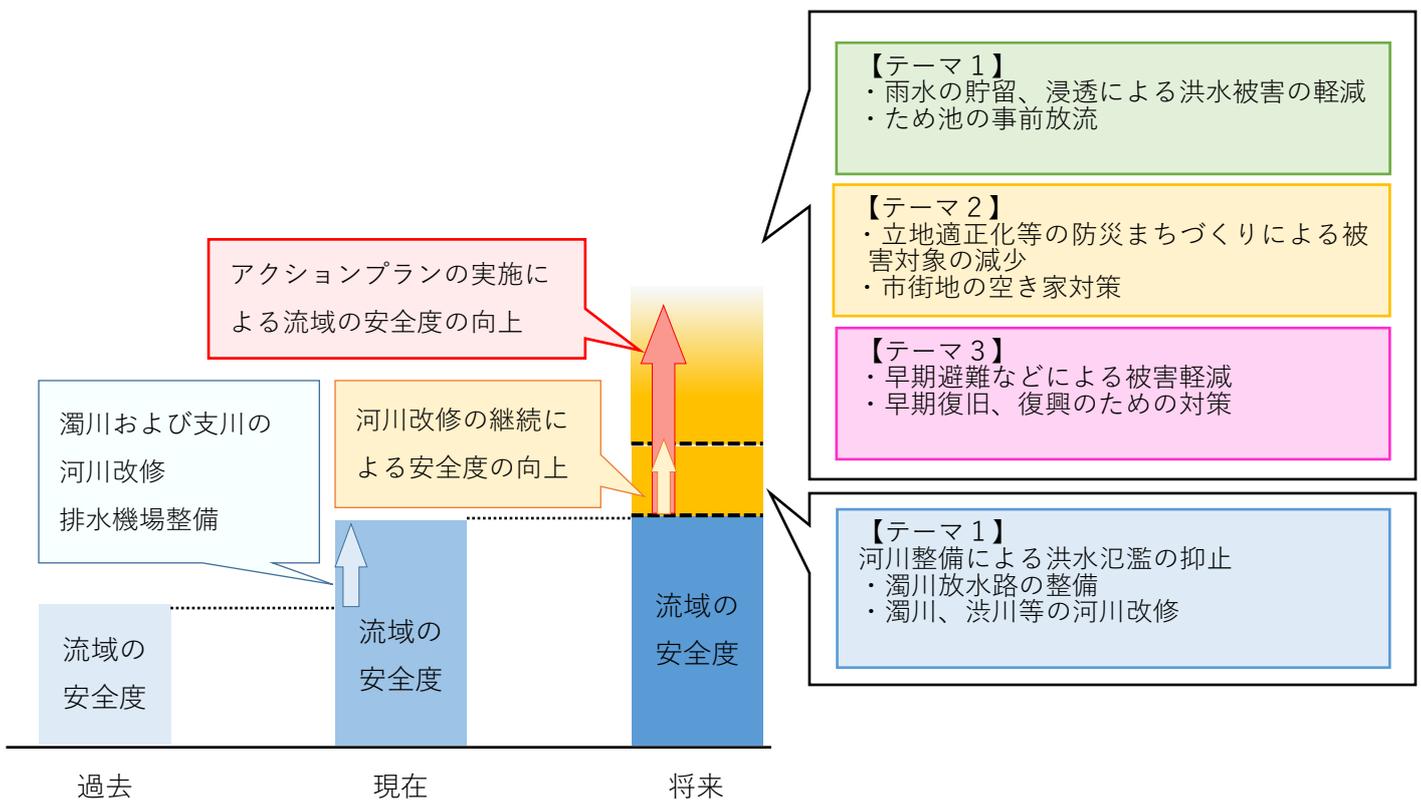


図 4-2 濁川流域アクションプランの目標の考え方

4.5 アクションプランの対策メニュー

アクションプランの対策メニューは、流域全体の関係者が協働してハード対策、ソフト対策を合わせた「流域全体での対策」を検討、実施する。

これまでの河川整備により向上した流域の安全度をさらに向上させる対策を行うとともに、雨水流出量を抑制する対策を流域内で推進・促進する。

加えて、防災まちづくりに関する対策や水害リスク情報の充実、避難体制の強化に向けた対策も同時に推進する。

なお、これらの対策は、濁川流域の地形や土地利用状況を踏まえ設定するものとする。

また、対策メニューの実施期間については、当面 5 年程度のものを「短期」、5～10 年程度のものを「中期」と表示し、それ以降は「長期」とする。

実施期間における検討や実施状況については、「□：検討、準備」、「■：実施」で整理する。

次項以降に以下の 3 つの対策テーマ別に本アクションプランの対策メニューをまとめた。

《3つの対策テーマ》

テーマ 1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

テーマ 2：被害対象を減少させるための対策

テーマ 3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



図 4-3 流域治水の対策イメージ

4.5.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」では、河川管理者（国・県・市）による河川整備を引き続き実施する。また、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による貯留・浸透施設の整備のほか、森林整備や治山対策による山地の保全など、雨水流出量を抑制する対策の推進・促進を図る。

表 4-1 濁川流域の対策（テーマ1）

＜テーマ1＞氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策										凡例 □：検討、準備 ■：実施	
実施区域	具体的な対策メニュー	濁川流域（甲府市）				渋川流域（笹吹市）					
		関係機関	実施期間			関係機関	実施期間				
			アクションプラン対象期間	短期	中期		長期	アクションプラン対象期間	短期	中期	長期
河川区域	洪水氾濫対策 濁川の整備	県治水課	■	■	—						
	洪水氾濫対策 高倉川の整備	県治水課	■	■	■						
	洪水氾濫対策 藤川の整備	県治水課	□	□	■						
	洪水氾濫対策 渋川の整備					県治水課	■	■	■		
	洪水氾濫対策 野間川の整備	市道路河川課	■	■	■						
	洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施	甲府河川国道事務所 県治水課 市道路河川課	■	■	■	甲府河川国道事務所 県治水課	■	■	■		
	洪水氾濫対策 堤防強化	甲府河川国道事務所 県治水課	■	■	■						
	河川管理施設の適正な運用、維持管理	甲府河川国道事務所 県治水課	■	■	■	甲府河川国道事務所 県治水課 市土木課	■	■	■		
	気候変動を踏まえた治水計画の見直し	甲府河川国道事務所 県治水課	□	□	■	甲府河川国道事務所 県治水課	□	□	■		
	段階的なハード整備等の将来計画検討	甲府河川国道事務所 県治水課	□	□	■	甲府河川国道事務所 県治水課	□	□	■		
集水域	公共施設における雨水貯留浸透施設の設置	県道路整備課 県道路管理課 県治水課 県都市計画課 県景観まちづくり室 県学校施設課 市子ども保育課 市住宅課 市公園緑地課 市都市整備課 市道路河川課 市教育施設課	■	■	■	県道路整備課 県道路管理課 県都市計画課 市保育課 市建設総務課 市土木課 市まちづくり整備課 市教育総務課	■	■	■		
	民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進	市産業立地課	■	■	■	市観光商工課	■	■	■		
	森林整備や治山対策による山地の保全	県森林整備課 県治山林道課 市林政課	■	■	■						
	土砂・洪水氾濫対策の推進	県砂防課	■	■	■						
	緑化及び緑地保全の推進	県森林整備課 市都市計画課 市公園緑地課	■	■	■	県森林整備課 市まちづくり整備課	■	■	■		
	下水道（雨水きょ）の整備	県下水道室 市上下水道局下水道課	■	■	■						
	樋門等の逆流防止施設の操作規則等の策定や施設点検・維持管理	県下水道室 市上下水道局下水道課 市道路河川課	■	■	■						
	排水路の改修、維持管理	市道路河川課	■	■	■	市土木課	■	■	■		
	農業用水路、取排水施設の適切な運用・維持管理	県耕地課 市農政課	■	■	■	県農村振興課 県耕地課 市農林土木課	■	■	■		
	農業用ため池の保全、事前放流	県耕地課 市農政課	■	■	■						
各戸貯留浸透施設設置の促進	市都市計画課 市建築指導課	■	■	■	市まちづくり整備課	■	■	■			

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】

※各対策メニューについて、各実施主体の管轄範囲内で実施するものとする。

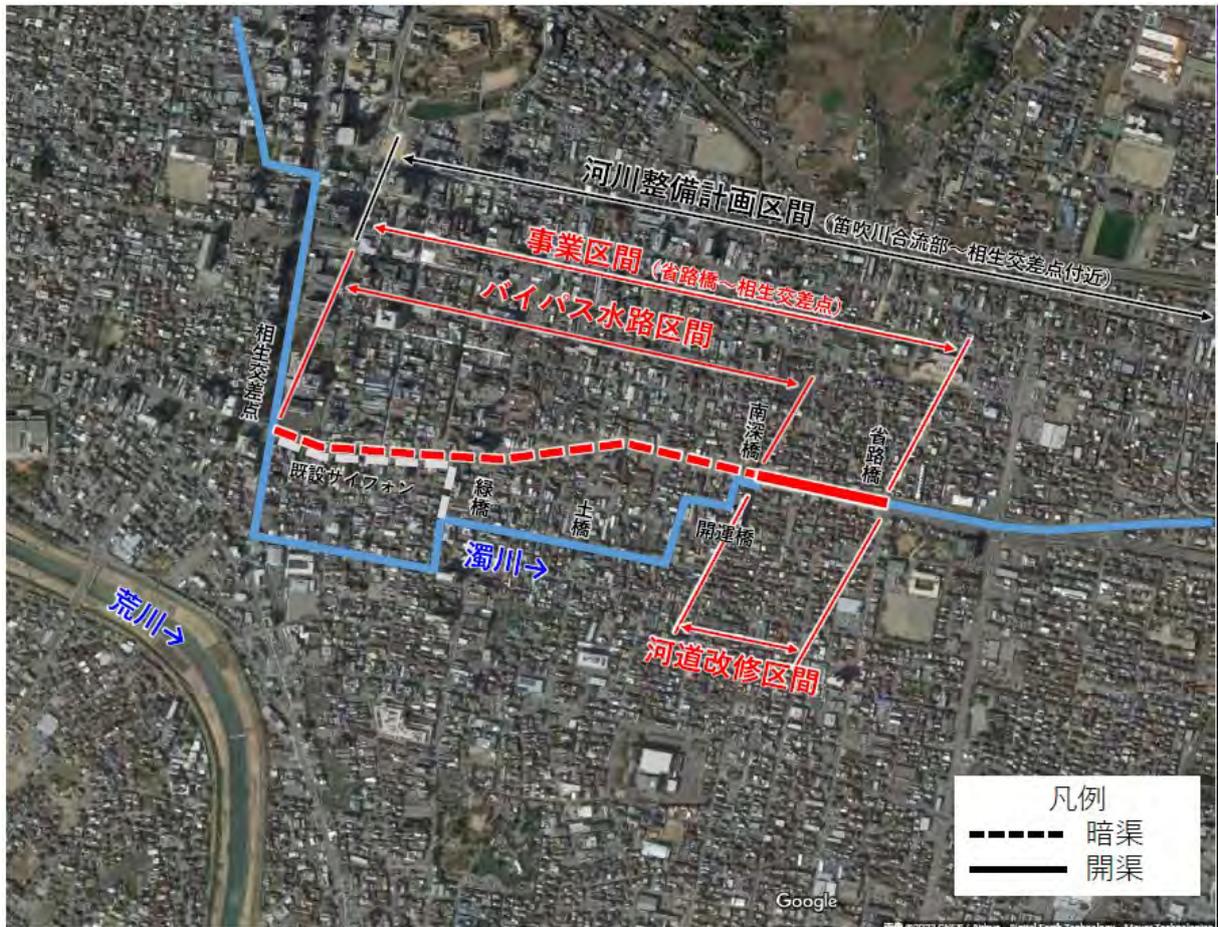


図 4-4 濁川の改修



図 4-5 公共施設における雨水貯留浸透施設 (甲府東小学校)

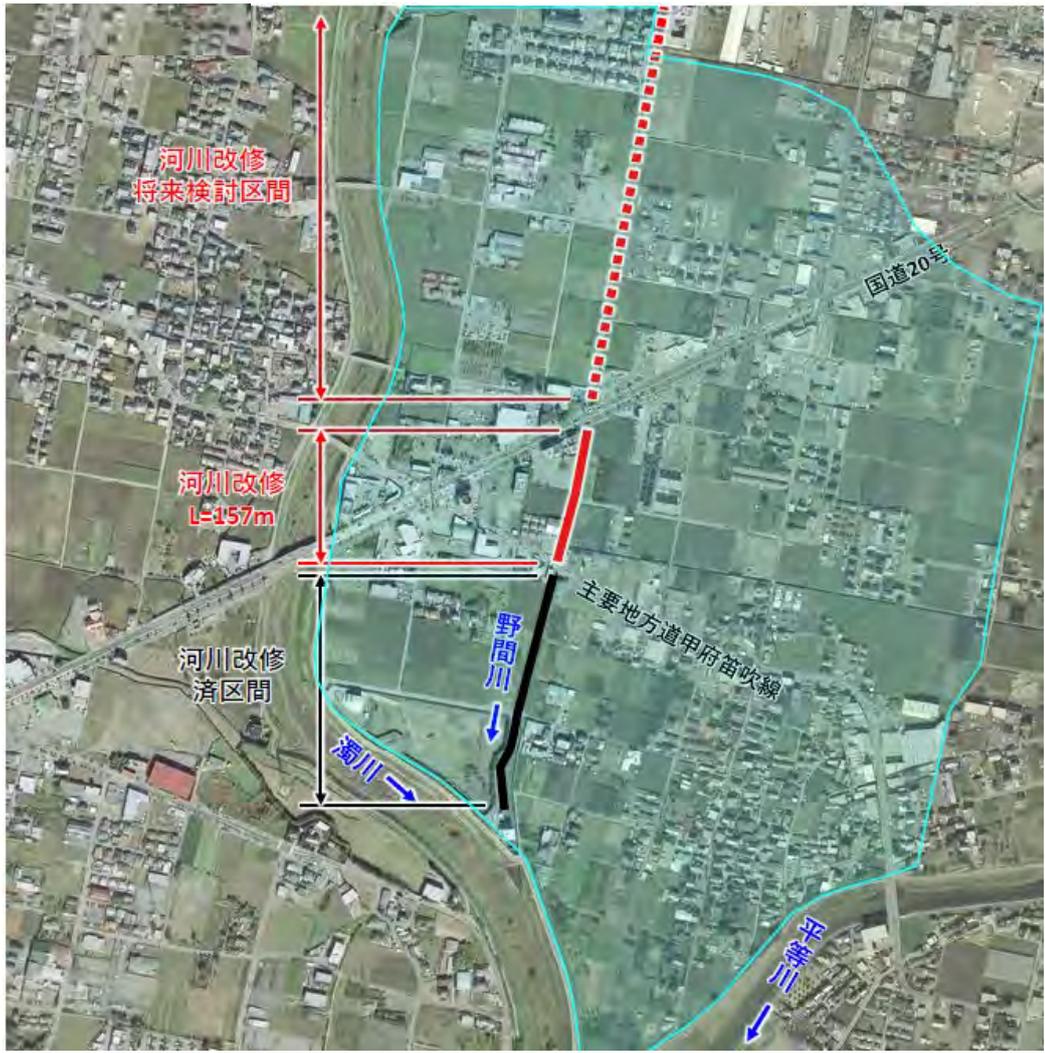


図 4-6 野間川の改修

4.5.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策

「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」では、国、県、市による立地適正化等による防災まちづくりの推進や市街地の空き家対策の推進、適切な土地利用の促進のための水害リスク情報の充実などを図る。

表 4-2 濁川流域の対策（テーマ2）

＜テーマ2＞被害対象を減少させるための対策		濁川流域（甲府市）			渋川流域（笹吹市）				
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	実施期間		関係機関	実施期間			
			アクションプラン対象期間 短期	中期		長期	アクションプラン対象期間 短期	中期	長期
氾濫域	適切な開発指導の推進	市都市計画課	■	■	■	市まちづくり整備課	■	■	■
	立地適正化計画の策定等による都市防災機能の向上	県都市計画課 県建築住宅課 市都市計画課	■	■	■	県都市計画課 県建築住宅課 市まちづくり整備課	■	—	—
	空き家予防及び活用の促進	県住宅対策室 市空き家対策課	■	■	■				
	土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定	県砂防課	■	—	—				
	中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表	県治水課	■	■	■	県治水課	■	■	■
	多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表	甲府河川国道事務所	■	■	■	甲府河川国道事務所	■	■	■

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以上】

急傾斜地の崩壊		土石流	
区域名	特別警戒区域	溪流名	特別警戒区域
岩窪2丁目	●	高倉川	●
愛宕町Ⅱの2	●	大山沢川	
酒折町Ⅱの2		まむし沢	
横根町Ⅱ	●	西高倉川	●
東光寺3丁目-2	●	大円川	
愛宕町Ⅱ	●	南梅沢	
善光寺町Ⅱ	●		
善光寺町Ⅱの2	●		
酒折町Ⅱ	●		
古府中2丁目	●		
愛宕町	●		
東光寺町	●		
元紺屋町Ⅱ	●		
東光寺3丁目-1	●		

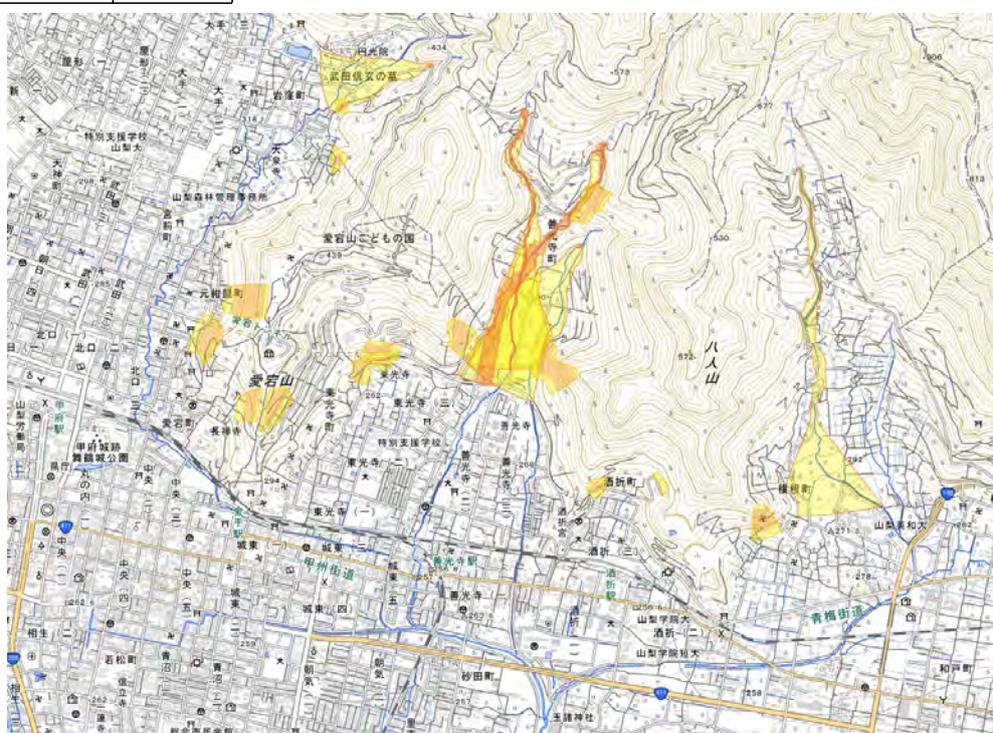


図 4-7 土砂災害警戒（特別警戒区域）の指定
（土砂災害警戒等マップ HP より）

4.5.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」では、国、県、市、企業、住民による水害リスク情報の充実、避難体制の強化に向けた対策を推進する。また、下水道施設の耐水化や災害廃棄物の円滑な処理等の早期復旧・復興のための対策も推進する。

表 4-3 濁川流域の対策（テーマ3）

＜テーマ3＞被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		凡例 □：検討、準備 ■：実施							
実施区域	具体的な対策メニュー	濁川流域（甲府市）				洗川流域（笹刈市）			
		関係機関	実施期間			関係機関	実施期間		
			アクションプラン対象期間	短期	中期		長期	アクションプラン対象期間	短期
氾濫域	中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）	県治水課	■	■	■	県治水課	■	■	■
	多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）	甲府河川国道事務所	■	■	■	甲府河川国道事務所	■	■	■
	雨水出水浸水想定区域図の作成	県下水道室 市上下水道局計画課	■	—	—				
	ハザードマップの改定、防災情報発信	市防災企画課	■	■	■	市防災危機管理課	■	■	■
	まるごとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）	市防災企画課	■	—	—	市防災危機管理課	■	—	—
	防災教育の推進	甲府河川国道事務所 県防災危機管理課 県治水課 県教育企画室 市地域防災課 市学校教育課	■	■	■	甲府河川国道事務所 県防災危機管理課 県治水課 県教育企画室 市防災危機管理課 市学校教育課	■	■	■
	マイ・タイムラインの普及促進	市防災企画課	■	■	■	市防災危機管理課	■	■	■
	民間企業との災害時の連携や民間施設を利用した避難場所の確保の推進	市防災企画課	■	■	■	市防災危機管理課	■	■	■
	地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上	市地域防災課	■	■	■	市防災危機管理課	■	■	■
	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	県防災危機管理課 市防災企画課	■	—	—	県防災危機管理課 市防災危機管理課	■	—	—
	避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援	県防災危機管理課 市防災企画課	■	■	■	県防災危機管理課 市福祉総務課	■	■	■
	広域避難を視野に入れた避難先の確保	県防災危機管理課 市防災企画課	□	□	■	県防災危機管理課 市防災危機管理課	□	□	■
	小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援	県産業政策課 市商工課	■	■	■	県産業政策課 市観光商工課	■	■	■
	下水道施設の耐水化対策	県下水道室 市上下水道局下水道課	■	■	■	県下水道室 市下水道課	■	■	■
	災害時の生活用水の確保の推進	市防災企画課	■	■	■				
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理	県環境整備課 市環境総務課	■	■	■	県環境整備課 市環境推進課	■	■	■	

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】



図 4-8 まるごとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）



4.6 想定される効果

アクションプランにおける3つの対策テーマを実施した場合、浸水範囲や被害対象の減少、水害リスク情報の充実、避難体制の強化等の効果が発揮され、流域としての安全度の向上、浸水被害の軽減等が図られる。

4.6.1 テーマ1（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策）

アクションプランにおけるテーマ1（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策）のうち、以下の条件で対策メニューを実施した場合の想定される効果は以下のとおりとなる。

- ・洪水氾濫対策（濁川、高倉川、藤川、渋川、野間川の整備）

河川整備を進めることで濁川流域内に H12.9 規模の降雨が降った際に、大幅な浸水被害の軽減が図られる。

- ・洪水氾濫対策（河道整正や伐木、浚渫の実施）

適正な維持管理を実施することで、洪水の際に河道としての本来の流下能力を発揮することができる。

- ・公共施設における雨水貯留浸透施設の設置

濁川流域内の学校（小学校、中学校、高等学校など）、都市公園で校庭貯留を実施した場合に、約 216,000m³ の貯留施設に相当し、河川への流量低減が図られる。

【25m プールに例えると約 450 杯分の貯留効果となる。】

※貯留可能面積率は校庭面積に対して小学校 31%、中学校 42%、高等学校 31%、大学等その他 37%、休廃校 37%とし、都市公園は土地面積に対して 40%とする。また貯留限界水深は 0.3m と設定する。

※25m プールの規格は幅 16m、深さ 1.2m を想定する。

- ・農業用ため池の事前放流

濁川流域内の農業用ため池で事前放流を実施した場合に、約 36,000m³ の貯留施設に相当し、河川への流量低減が図られる。

【25m プールに例えると約 75 杯分の貯留効果となる。】

※貯留可能面積率はため池面積に対して 100%とし、貯留水深は 1.0m と設定する。

- ・森林整備や治山対策による山地の保全

適切な森林整備により水源涵養機能や土砂流出防止機能が発揮され、河川への流量低減が図られる。また、治山対策の実施により土砂や流木の流出が抑制され、洪水被害の軽減が図られる。



・土砂・洪水氾濫対策の推進

土砂・洪水氾濫リスクの高い流域の抽出を行い、砂防施設を効果的に配置することにより、早期の効果発現や被害の防止・軽減が図られる。

4.6.2 テーマ2（被害対象を減少させるための対策）

アクションプランにおけるテーマ2の対策が行われることによって、適切な開発指導が継続して実施され、立地適正化計画や水害リスク情報（浸水想定区域図や水害リスクマップ）などが示されることにより、水害に強いまちづくりの促進や被害対象の減少が図られる。

4.6.3 テーマ3（被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）

アクションプランにおけるテーマ3の対策が行われることによって、水害リスク情報の充実やハザードの見える化に加え、防災教育等による意識醸成が図られ、迅速な避難行動の実効性が高められる。

さらに、民間企業における事業継続計画（BCP）の策定や、施設の耐水化、災害時の生活用水の確保、災害発生後の災害廃棄物の円滑な処理など、事前防災対策により、早期復旧・復興のための備えの充実が図られる。

4.6.4 まとめ（目指す姿）

これらのアクションプランの対策により、流域の洪水氾濫が減少するとともに、あらゆる関係者が水害に関する知識と心構えを持ち、流域治水に協力・参加することで、平時から災害に備え、災害時に的確に行動できる社会の実現が期待される。

5. アクションプランの進捗管理

5.1 管理指標の設定

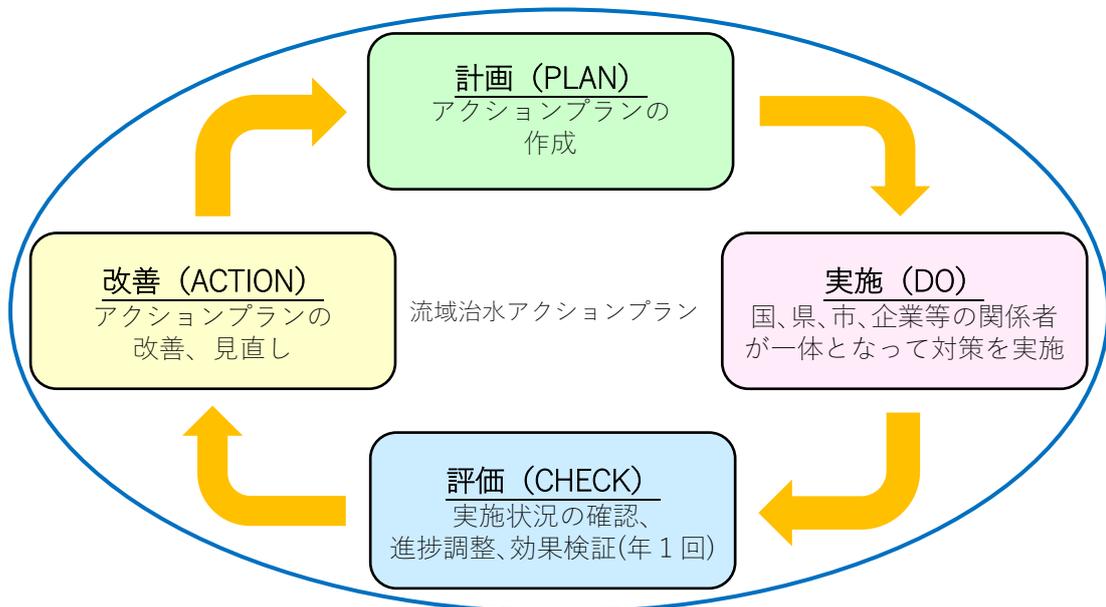
4章で掲げた対策メニューの目標達成に向けて、各実施主体が計画的に取り組みを推進する。
また、着実に取り組みの推進が図られるよう、具体的な実施方法等を明確にし、管理指標を設定した上で取り組む。

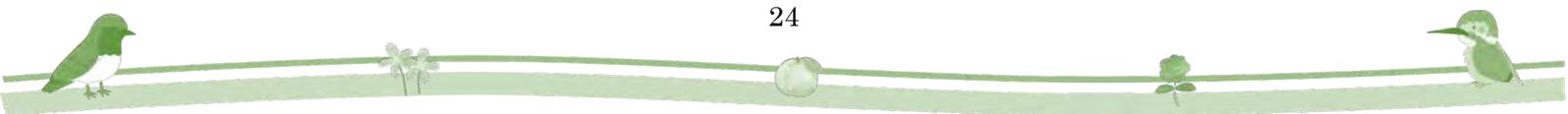
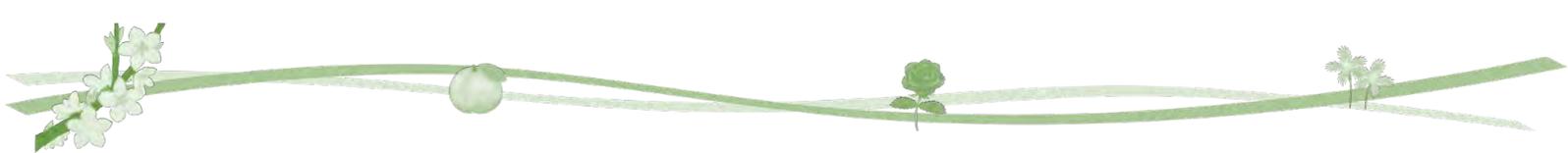
5.2 年次報告と計画の見直し等

本アクションプラン策定後、各実施主体により対策を実施し、進捗状況等を取りまとめ、流域治水推進会議にて年次報告（前年度の実施状況等）を行う。

なお、本アクションプランは現時点で考え得る項目及び対策案であるため、進捗状況及び社会の動向等を踏まえつつ、早期に目標が達成できるよう、適宜見直しを行う。

また、令和3年5月の流域治水関連法の改正により、特定都市河川の指定要件の拡大や新たな制度が拡充され、全国で特定都市河川の指定に向けて取り組みを進めていることから、本アクションプランの実行性を高めるため、濁川流域においても特定都市河川の指定による法的枠組みの活用について検討していく。

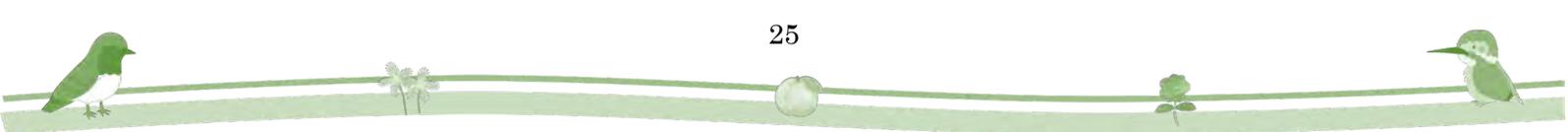






対策メニュー 編

〔 アクションプランの推進 〕





アクションプランの推進

濁川流域のアクションプランの推進を図るにあたり、「流域治水の3つの対策テーマ」に対し、国、県、市、企業、住民等がそれぞれの対策に一体となって取り組むことができるよう実施内容や、役割分担などを「対策メニュー編」としてとりまとめた。

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」は、河川管理者（国・県・市）による河川整備、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による雨水貯留浸透施設の整備など、河川に流れ出る量を抑制する対策を推進する。

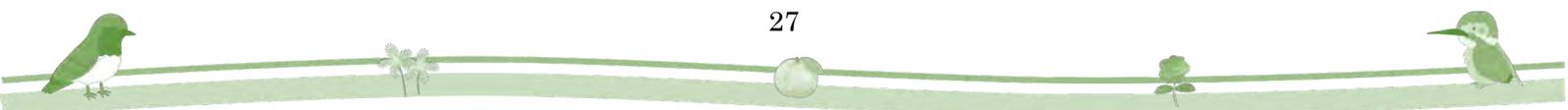
「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」は、国、県、市による防災まちづくりや空き家対策の推進、適切な土地利用の促進などに関連付けた対策を推進する。

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」は、国、県、市、企業、住民による水害リスク情報の充実や避難体制の強化に向けた対策を推進する。

「対策メニュー編」については、濁川流域（甲府市）と渋川流域（笛吹市）のそれぞれの流域毎に対策メニューを取りまとめている。



対策メニュー 編
【濁川流域（甲府市）】



目 次

【 対策メニュー 編（濁川流域_甲府市） 】

テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

【河川区域】

洪水氾濫対策 濁川の整備.....	30
洪水氾濫対策 高倉川の整備.....	31
洪水氾濫対策 藤川の整備.....	32
洪水氾濫対策 野間川の整備.....	33
洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施.....	34
洪水氾濫対策 堤防強化.....	35
河川管理施設の適正な運用、維持管理.....	36
気候変動を踏まえた治水計画の見直し.....	37
段階的なハード整備等の将来計画検討.....	38

【集水域】

公共施設における雨水貯留浸透施設の設置.....	39
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進.....	40
森林整備や治山対策による山地の保全.....	41
土砂・洪水氾濫対策の推進.....	42
緑化及び緑地保全の推進.....	43
下水道（雨水きょ）の整備.....	44
樋門等の逆流防止施設の操作規則等の策定や施設点検・維持管理.....	45
排水路の改修、維持管理.....	46
農業用水路、取排水施設の適切な運用・維持管理.....	47
農業用ため池の保全、事前放流.....	48
各戸貯留浸透施設設置の促進.....	49

テーマ2：被害対象を減少させるための対策

適切な開発指導の推進.....	50
立地適正化計画の策定等による都市防災機能の向上.....	51
空き家予防及び活用の促進.....	52
土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定.....	53
中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表.....	54
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表.....	55

テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）	56
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）	56
雨水出水浸水想定区域図の作成.....	57
ハザードマップの改定、防災情報発信.....	58
まるとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）	59
防災教育の推進.....	60
マイ・タイムラインの普及促進	61
民間企業との災害時の連携や民間施設を利用した避難場所の確保の推進.....	62
地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上.....	63
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援.....	64
避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援.....	65
広域避難を視野に入れた避難先の確保.....	66
小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援.....	67
下水道施設の耐水化対策.....	68
災害時の生活用水の確保の推進.....	69
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理.....	70

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 濁川の整備

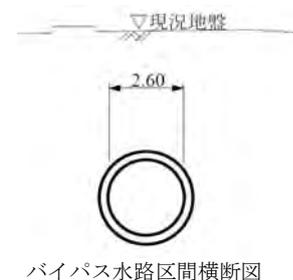
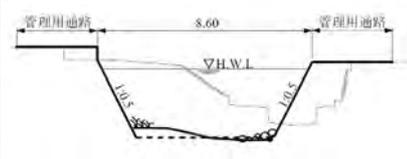
【現 状】

濁川流域は人口・資産の密集する市街地に位置しており、濁川の一部区間では河道断面が狭い箇所や屈曲している箇所があることから、これまで浸水被害を繰り返してきた。笛吹川合流部から省路橋までは、従来から、洪水氾濫対策として整備を実施しており、計画規模の流下能力が確保されている。

【実施内容】

計画規模での流下能力が不足している濁川上流の省路橋～相生交差点付近までの約1.6kmの区間において、隣接した都市計画道路の街路事業と連携を図り、河道拡幅やバイパス水路の計画により河川整備事業を実施する。

(流下能力(省路橋上流地点)：【現状】12 m³/s ⇒ 【整備後】43 m³/s)



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
濁川の整備	バイパス水路区間の後半整備に着手	完成、供用開始

【想定される効果】

河道拡幅やバイパス水路など、計画規模の洪水に備えた河川整備を進めることによって、流下能力不足による浸水被害が解消され、洪水氾濫の防止が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 高倉川の整備

【現 状】

一級河川高倉川は、甲府市北東部を流下し濁川に合流する河川である。河道が狭小であり、集中豪雨や大型台風により、床上・床下浸水や国道411号の冠水被害が度々発生している。

現在、濁川合流部から上流約220mの区間が改修済みであり、計画規模の流下能力が確保されている。

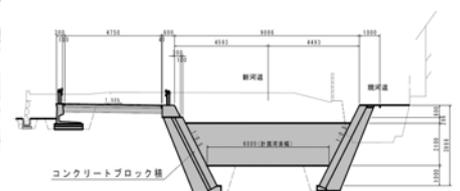
【実施内容】

下流の改修済みの区間からJR身延線下流部までの約220mを新たに改修し、計画規模の流下能力を確保する。本事業範囲では国道411号の高倉橋の架替が必要となるため、各関係者と調整を図りながら工事を進めていく。(流下能力：【現状】15 m³/s ⇒ 【整備後】45 m³/s)

また、事業範囲の上流においても必要な対策や施工範囲等を検討し、整備を実施していく。



平成12年9月豪雨浸水被害状況



標準横断面

【目 標】

項 目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
高倉川の整備	国道411号まで 整備完了	事業範囲 L=220m 整備完了 事業範囲上流において施工範囲を検討し、整備を実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

高倉川の整備を進めることによって、計画規模に対する流下能力不足による浸水被害が解消され、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 藤川の整備

【現 状】

一級河川藤川は、甲府市岩窪町から甲府市中心部を流れ、城東地区で濁川に合流している。平成12年9月豪雨等により、度々浸水被害等が発生しており、平成18年度から河川整備に着手した。濁川合流部から東光寺都市下水路までの約400mを先行区間として整備し、令和元年度に完了している。（平成12年9月豪雨の再度災害防止：流下能力25 m³/s（整備前9 m³/s）

【実施内容】

令和元年度までの先行区間の整備完了により、平成12年9月豪雨の再度災害防止を目的とする規模の流下能力は確保されたが、今後はさらなる治水安全度の向上を目指し、旧富士川小学校から下流の約1,350mの整備について検討する。特に、先行区間より上流については、川沿いに多くの人家が近接しており、河道の拡幅は現実的でないため、地下放水路等による整備を検討する必要がある。



平成12年9月豪雨浸水被害状況



先行区間整備状況

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
藤川の整備	放水路等による整備を検討	放水路等による整備を検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

放水路等による整備を実施することで、さらなる流下能力の向上による浸水被害の解消、軽減が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 野間川の整備

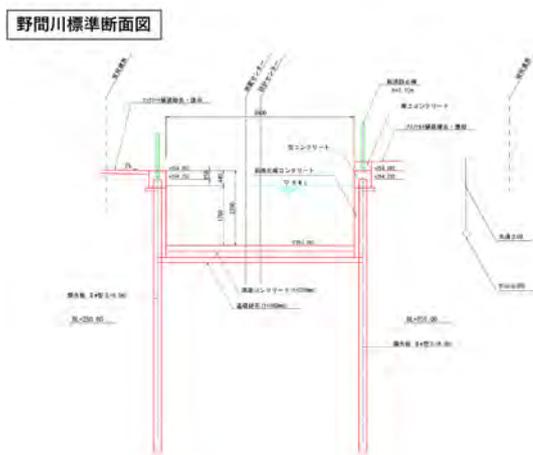
【現 状】

野間川は甲府市東部の西高橋町地内を流れる普通河川であり、平等川と濁川に挟まれる形で位置している。過去には台風等の大雨により野間川が溢水し、道路浸水の他、床下浸水や農地の冠水などの浸水被害が発生している。

こうした状況を踏まえ、洪水を安全に流下させることができるよう、改修を実施しており、現在下流部約 277m が改修済みとなっている。

【実施内容】

引き続き改修を実施し、令和 7 年度末までに国道 20 号までの約 157m の改修の完了を予定している。その後も引き続き上流箇所計画を検討し、改修を実施していく。



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
野間川の整備	L=157m改修完了 (~国道 20 号まで)	計画を検討し、改修を実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

野間川の改修により、洪水氾濫対策としての効果が期待され、当該地域の治水安全度が向上する。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 道路河川課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

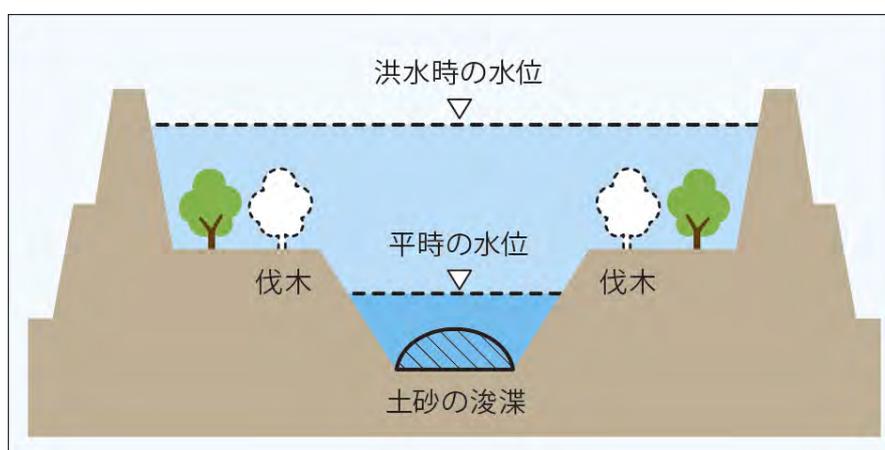
具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施

【現 状】

河川に土砂が堆積し、樹木等が繁茂すると、有効な河川断面が損なわれ、流水の流下に支障が生じるため、河道整正や伐木、浚渫等の維持管理が非常に重要である。

【実施内容】

適切に河道整正や、伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、洪水氾濫の原因となるような河道断面の阻害を防止する。



伐木、浚渫のイメージ※1

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
河道整正や伐木、 浚渫の実施	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

適切に河道整正や伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、本来の洪水を流す河道の能力を発揮し、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課
甲府市 まちづくり部 道路河川課

※1：イメージについては山梨県にて作成

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

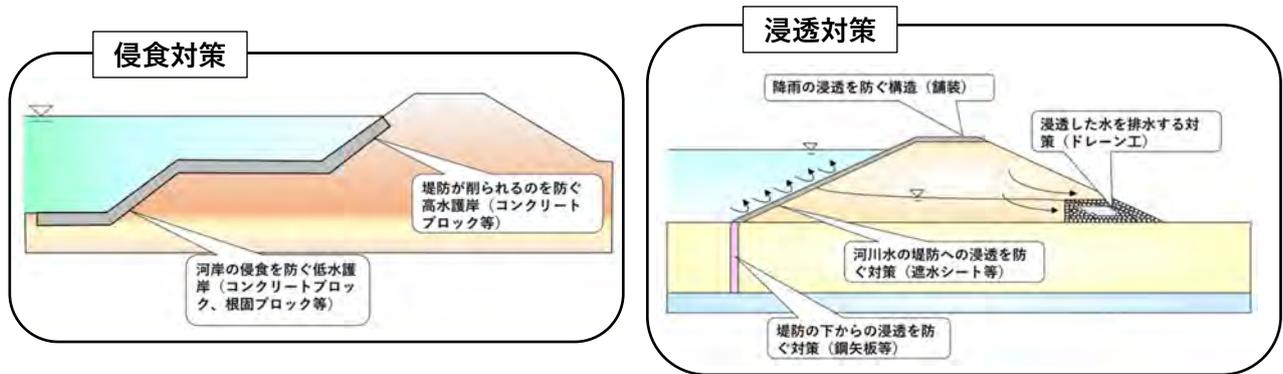
具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 堤防強化

【現 状】

洪水時に破堤を防ぐため「侵食対策」や「浸透対策」を実施することで、河川堤防を強化する。濁川や蛭沢川などが流入している直轄管理河川の笛吹川においては、洪水時には、規模の大小を問わず、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れの発生が大きな特徴であるため、護岸整備を計画的かつ重点的に実施している。

【実施内容】

直轄管理河川においては引き続き、堤防の表法面の侵食耐力を強化し、侵食外力による被害を軽減する対策として「侵食対策」を実施する。また、県管理河川においては、堤防点検の結果等により必要な「浸透対策」等の堤防強化対策の実施を検討する。



堤防強化対策のイメージ/国土交通省 HP_カワナビ

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
堤防強化 (侵食対策) 【直轄管理区間】	計画に基づき実施	計画に基づき実施
堤防強化 (浸透対策) 【県管理区間】	検討、適宜実施	検討、適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

堤防強化として「侵食対策」及び「浸透対策」等を実施することで、洪水時に堤防の破堤を防止する効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：河川管理施設の適正な運用、維持管理

【現 状】

堤防や排水機場などの河川管理施設については、点検要領等に基づき、適切な運用、維持管理を行っている。蛭沢川の最下流部に位置する直轄管理の穏池排水機場については、長寿命化計画を策定し定期的な施設の更新等を実施している。

【実施内容】

点検要領や操作要領に基づき、定期的に施設の点検を行うとともに、適切な運用、維持管理を実施する。

また、施設の修繕や更新についても、長寿命化計画等に基づき計画的かつ適切に実施していく。



堤防等河川管理施設の点検結果評価要領 参考資料（抜粋）／国土交通省

穏池排水機場

【目 標】

項 目	短期目標（令和 10 年度末）	中期目標（令和 15 年度末）
河川管理施設の適正な運用、維持管理	1 回／年以上（点検）	1 回／年以上（点検）
河川管理施設の修繕、更新	長寿命化計画等に基づき実施	長寿命化計画等に基づき実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

河川管理施設の適正な運用、維持管理を実施し、施設の機能が発揮できるようにしておくことで、洪水氾濫対策としての効果や治水安全度の維持が期待できる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：段階的なハード整備等の将来計画検討

【現 状】

気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化や、計画の降雨を超える水害に対し、河川管理者などによる対策を強化・加速することとしているが、ハード整備は費用的にも、時間的にも限界があり、被害を完全に防止することは困難となっている。

このような状況下において、効率的かつ効果的にハード整備を進めるには、暫定計画や水門閉鎖時の対策も含め、段階的なハード整備を検討する必要があると考えている。

一方、あらゆる関係者との協働による「流域治水」の考え方にに基づき、集水域等においても河川に流出するまでの抑制対策に係る取り組みを推進するべきであるが、これらの取り組みについて関係者の参加意欲を高め流域一体となったものに広げていくためには、個々の取り組みが河川にどのような効果をもたらしているかについて、定量的・定性的な評価、検証を進めていく必要がある。

【実施内容】

気候変動の影響を考慮した治水計画の見直しを検討・実施するとともに、河川区域外(集水域等)での雨水流出抑制に係る取り組み（公共施設や民間企業での雨水貯留浸透施設の設置、各戸貯留浸透施設の設置等）が促進された場合の抑制効果等を流出計算モデルなどにより検証し、効率的かつ効果的な浸水被害の軽減に向けた段階的なハード整備の将来計画を検討する。

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
段階的なハード整備の将来計画検討	効果検証、計画検討	効果検証、計画検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

気候変動を踏まえた段階的なハード整備等の将来計画が検討されることで、効果的な流域全体の治水安全度の向上につながる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

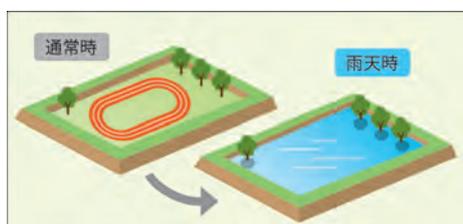
具体的な対策メニュー：公共施設における雨水貯留浸透施設の設置

【概要】

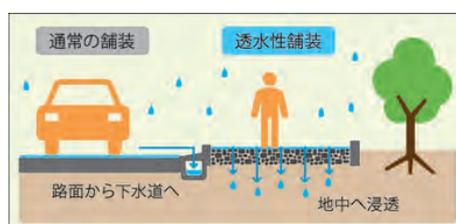
雨水貯留浸透施設の設置の推進により、河川への雨水流出量を抑制する必要があるが、比較的規模の大きい、公共施設などにおいては、特に積極的な施設の設置を図っていく。

【実施内容】

濁川流域内における公園や学校、保育施設、市営住宅などの公共施設において、建て替えや改修時などに雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）が設置されるよう取り組みの推進を図る。また、県道、市道の歩道部については、原則、透水性舗装を実施することで、雨水の流出抑制を図る。なお、河川管理者においても流域の公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を検討する。



校庭や公園の貯留イメージ



透水性舗装のイメージ

【目標】

項目	施設別	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
公共施設における雨水貯留浸透施設（透水性舗装含む）の設置	学校 ⁽¹⁾	改修・改築時に設置を検討	
	公園 ⁽²⁾	改修予定の中央公園及び丸の内公園に設置を検討 (その他の公園は改修・改築時に設置を検討)	
	保育施設 ⁽³⁾	改修・改築時に設置を検討	
	市営住宅 ⁽⁴⁾	改修・改築時に設置を検討	
透水性舗装の推進	道路 ⁽⁵⁾ (歩道)	透水性舗装による施工を実施	

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

雨水を貯留、浸透させることにより、水路や河川への雨水の流入を抑制できる。
関係者が取り組むことによって、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につながる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 子ども保育課⁽³⁾、住宅課⁽⁴⁾、公園緑地課⁽²⁾、都市整備課⁽⁵⁾、道路河川課⁽⁵⁾、教育施設課⁽¹⁾
山梨県 道路整備課⁽⁵⁾、道路管理課⁽⁵⁾、都市計画課⁽⁵⁾、景観まちづくり室⁽²⁾、学校施設課⁽¹⁾、治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進

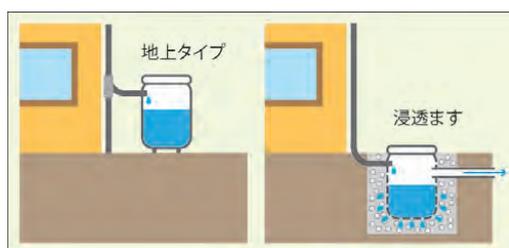
【概要】

濁川流域の民間施設においては、水路や河川へ雨水の流出を抑制するために、工場などの建て替えや改修時、また、流域内への企業誘致時などに雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置を促進する。

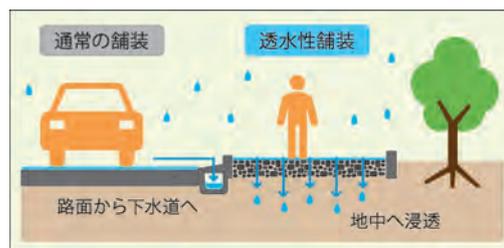
【実施内容】

民間事業者等の開発者に対し、流域治水のパンフレットなどを活用して説明を行うなど周知を図り、雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置を促していく。

加えて、規模の大きな開発等の計画に対しては、流域に与える影響も大きいいため、雨水貯留施設の設置の協力を求める。



雨水貯留浸透施設のイメージ



透水性舗装のイメージ

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置促進	新規施設の設置促進	新規施設の設置促進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

民間施設に雨水を貯留、浸透させる施設を設置することにより、水路や河川へ雨水の流出を抑制し、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 産業部 産業総室 産業立地課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：森林整備や治山対策による山地の保全

【概要】

森林整備や治山対策による適切な山地の保全を実施することで、下流の浸水被害を防止・軽減することが可能となる。

【現状】

市内の民有林に、防災上の重要性や森林資源量の観点から森林整備の優先順位を付け、区域ごとに森林所有者への意向調査を実施し、市に委託希望の意向があった山林については、森林経営管理制度により、市で間伐等の森林整備を実施している。（濁川流域では未実施）

また、県では山地災害の未然防止等の観点から土砂や流木の流出抑制のための治山対策や、森林組合等が実施する民有林の森林整備に対して、財政支援として補助金を交付している。

【実施内容】

濁川流域においても、令和6年度以降に森林所有者への意向調査を順次実施し、市に委託希望の意向があった山林については、森林経営管理制度により間伐等の森林整備を実施する。

また、濁川流域の上流において、流木の流出抑制のための治山ダムを設置するなどの治山対策を実施するとともに、森林組合等による民有林の森林整備についても引き続き支援する。



森林経営管理制度による整備状況（甲府市 濁川流域外）



流木捕捉式治山ダムの例

【目標】

項目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
民有林の森林整備	濁川流域内の意向調査完了 ※意向調査後は整備を随時実施	随時実施
治山対策	1 溪流（R6年度実施予定） ※R7年度以降は適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

適切な森林整備により水源涵養機能や土砂流出防止機能が発揮され、下流の河川等への雨水流入量の増加を抑制することで、洪水等の被害防止が期待できる。また、治山対策により土砂や流木の流出を抑制することで、河川の流下断面が確保され、洪水被害の防止・軽減が期待できる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 産業部 林政課、山梨県 林政部 治山林道課

実施支援：山梨県 林政部 森林整備課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：土砂・洪水氾濫対策の推進

【概要】

近年、日本各地で土砂・洪水氾濫が頻発し、甚大な人的・物的被害が生じている。土砂・洪水氾濫による土砂・流木の氾濫は広範囲に及び、地域の復旧・復興の妨げとなっている。今後も、気候変動の影響による土砂・洪水氾濫の頻発化が懸念され、土砂・洪水氾濫対策のための砂防関係施設の集中的な整備が求められている。

【実施内容】

過去の災害実績や地形測量データを活用し、土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を抽出する。抽出した結果を基に対策施設の配置検討を行い、効果的な砂防対策工事を適宜実施していく。



土砂・洪水氾濫のイメージ／国土交通省HP

【目標】

項目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
土砂・洪水氾濫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの高い流域の抽出 ・対策施設配置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策施設工事の適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

土砂・洪水氾濫リスクの高い流域の抽出を行い、砂防施設を効果的に配置することにより、早期の効果発現や被害の防止・軽減が図られる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 砂防課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：緑化及び緑地保全の推進

【現 状】

甲府市では、「甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例」に基づき、「公共施設における緑化」や、「民間事業者や住民等による緑化に係る協議、助成等」を行い、緑化の推進及び緑地の保全に努めている。また、緑のまちづくりに関する総合的な計画として、平成 26 年 3 月に「甲府市緑の基本計画」（目標年次 2030 年）を策定している。

県では山梨県環境緑化条例に基づき、平成 26 年 3 月に「山梨県緑化計画」を策定し、環境緑化に関する基本方針や各施策に指標を定めている。（計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度）

【実施内容】

公共施設の整備において、緑化基準に基づき緑地を設ける。また、敷地面積 1,000 m²以上の事業所等を新設する民間事業者に対し、基準に沿った緑地面積を設けることを指導するとともに、当該緑地整備に伴う樹木の植栽に係る経費の一部を助成する。また、市民が道路に面した部分に生け垣を設置する場合、これに係る費用の一部を助成する。

その他、各種計画等に基づき、緑化の推進や、緑地の保全を引き続き実施する。また、社会情勢等の変化を踏まえ、適宜計画の見直しや新たな計画の策定についても検討する。



【目 標】 山梨県緑化計画／山梨県 森林整備課

甲府市緑の基本計画／甲府市

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
市民による生け垣設置及び事業所等の緑化整備への助成	適宜実施	適宜実施
緑地保全、緑化の推進	各施策の推進	各施策の推進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

緑化の推進及び緑地の保全を図ることによって、市街地における雨水の流出量を抑制し、水路や河川の氾濫を防ぐことができる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 都市計画課、公園緑地課 山梨県 林政部 森林整備課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：下水道（雨水きよ）の整備

【現 状】

市街地等における内水の排除を行い、浸水被害を軽減するために、公共下水道の整備を推進する。現在、甲府市では下水道（雨水きよ）の継続的な整備を実施し、その他流下能力が不足する箇所について適宜対応を行っている（市街化区域内）。

【実施内容】

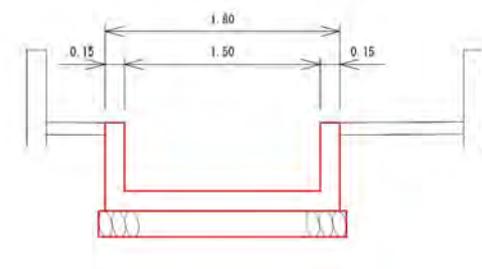
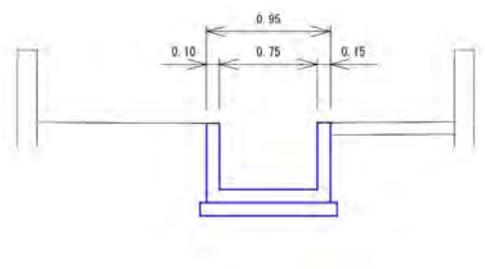
今後も引き続き、下水道（雨水きよ）の継続的な整備を実施する。



整備前



整備後



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
下水道（雨水きよ）の整備、改修	改修延長 L=300m/年 (市街化区域内)	改修延長 L=300m/年 (市街化区域内)

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

市街地等において、下水道（雨水きよ）が整備されることで、内水氾濫による浸水被害の軽減につながる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 上下水道局 工務部 下水道管理室 下水道課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：樋門等の逆流防止施設の操作規則等の策定や施設点検・維持管理

【現 状】

令和 3 年 7 月の下水道法の一部改正により、河川等からの逆流を防止するために、樋門等の操作規則の策定が義務付けられた。令和 4 年度に甲府市公共下水道事業計画区域内一部の樋門等について操作規則を策定している。

現状、策定した操作規則に基づいた適切な施設の運用により、河川からの逆流の防止を図っている。また、問題なく樋門等が作動するように、逆流防止施設の点検・維持管理を適切に行っている。

【実施内容】

逆流防止施設について、令和 4 年度に策定した操作規則により、引き続き適切な運用を図っていく。操作規則については、状況等の変化に応じて見直しを行う。

また、災害時に確実に稼働できるように、逆流防止施設の適切な点検・維持管理を引き続き実施する。



十郎川第 2 排水樋門



大円川第 6 排水樋門

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
施設の適切な運用や操作規則の見直し	適宜実施	適宜実施
施設点検及び維持管理	施設点検 1 回/年	施設点検 1 回/年

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

逆流防止施設を適切に操作することで、河川からの洪水流の侵入を防ぎ、浸水被害の軽減を図る。

【関係機関】

実施主体：甲府市 上下水道局 工務部 下水道管理室 下水道課、まちづくり部 道路河川課
 実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

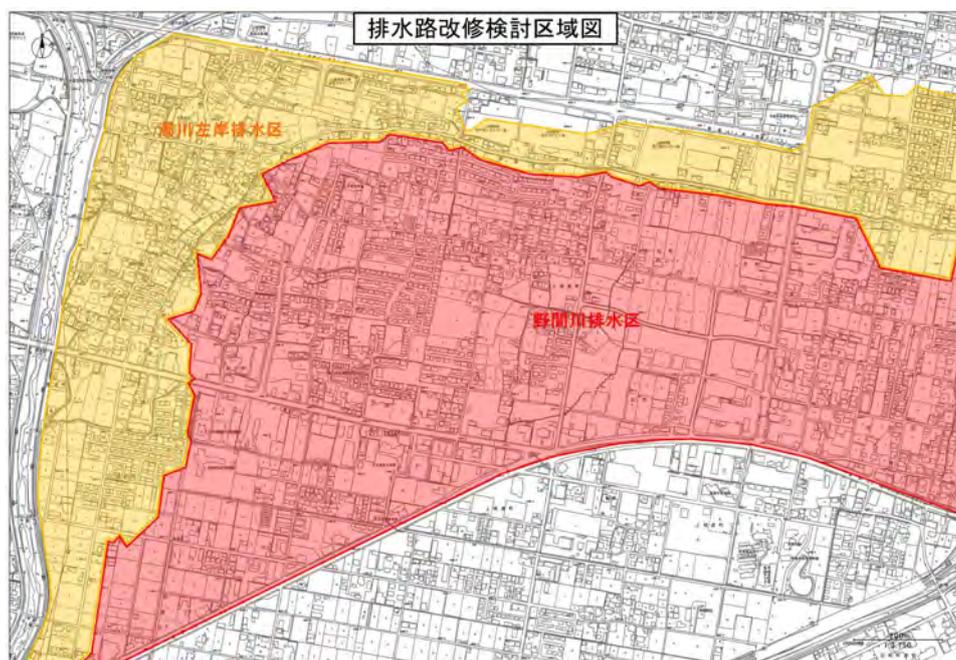
具体的な対策メニュー：排水路の改修、維持管理

【現 状】

内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため、各水路管理者が、流下能力不足箇所や老朽化による機能低下箇所の改修、堆積土砂の除去など適切な維持管理を行っている。

【実施内容】

土砂の堆積が確認された水路の浚渫や老朽化した排水路の補修等を実施し、適切に維持管理を行う。また、排水路の改修についても必要箇所を検討し、実施していく。



雨水排水基本計画（甲運・玉諸地区）／甲府市

【目 標】

項 目	短期目標（令和 10 年度末）	中期目標（令和 15 年度末）
排水路の改修	優先順位を検討し実施	優先順位を検討し実施
適切な維持管理	水路除草浚渫 (L=1,500/5年) 水路補修 (L=50m/5年)	水路除草浚渫 (L=700/5年) 水路補修 (L=50m/5年)

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

排水路の改修や、適切な維持管理により、内水氾濫による浸水被害の軽減が図られる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 道路河川課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：農業用水路、取排水施設の適切な運用・維持管理

【概要】

内水氾濫による浸水被害を防止・軽減するために、湛水防除用排水施設や農業用排水路の適切な維持管理、運用を行う。

【現状】

玉諸右岸・左岸排水機場の洪水時の稼動については、市と地元の運転管理委員の協力のもと、外水位の状況と内水位の監視を行い、ポンプ及びゲートを操作している。

玉諸右岸排水機場については、令和2年度より、年次的にポンプ及び補機類等の更新工事を実施している。玉諸左岸排水機場についても、玉諸右岸排水機場の更新工事が完了後に更新を予定している。

また、農業用排水路は老朽化が進んでいることから、計画的に改修を実施している。

【実施内容】

排水機場の適切な運用に向けた意識啓発と運転管理委員に向けた研修を実施する。

排水施設（排水機場、農業用排水路）について、計画的な改修や更新を行いながら、適切な維持管理を実施する。

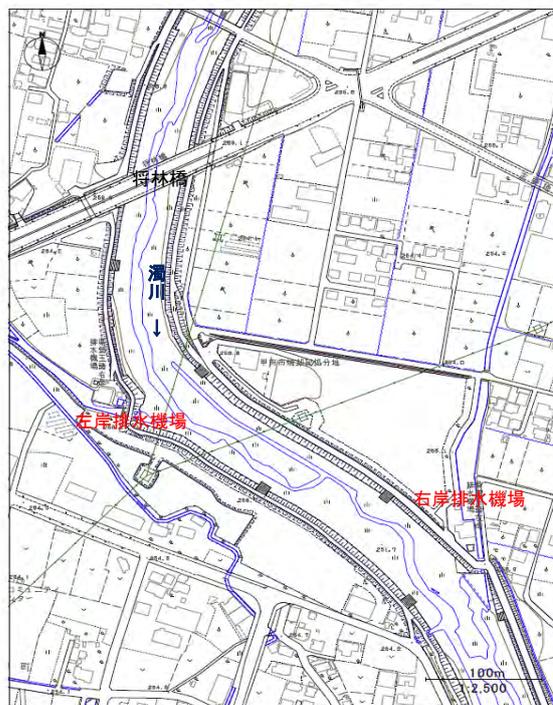


図-1 排水機場位置図

【目標】

項目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
排水機場の適切な運用	意識啓発、研修の実施 （1回/年）	意識啓発、研修の実施 （1回/年）
排水施設（排水機場、排水路）の適切な維持管理	排水機場点検（2回/年） 排水路点検（随時）	排水機場点検（2回/年） 排水路点検（随時）
玉諸排水機場更新工事	右岸排水機場更新工事完了	左岸排水機場更新工事完了

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

排水施設の適切な運用や維持管理を行うことで、内水氾濫による被害の防止・軽減が図られ、地域住民の安心安全が確保される。

【関係機関】

実施主体：甲府市 産業部 農林振興室 農政課

実施支援：山梨県 農政部 耕地課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：農業用ため池の保全、事前放流

【概要】

農業用ため池の決壊等を防ぐため、適切な改修や維持管理を実施する。また、下流の水路や河川の氾濫を抑制するために、農業用ため池の事前放流による雨水の一時的な貯留を行う。

(流域内の農業用ため池：竜ヶ池、岩窪ため池)

【現状】

平成25年度にため池の「一斉点検及び耐震点検」を実施し、岩窪ため池については耐震対策の必要性が確認されている。

現状、流域内のため池では、事前放流は行われていない。

【実施内容】

耐震対策が必要となっている岩窪ため池について、耐震対策を実施する。

農業用ため池の事前放流実施に関して、ため池施設を管理する土地改良区に対し、流域治水の取組についてパンフレット等を用いて説明するとともに、農業用ため池の事前放流の必要性について理解を求め、その取組を促進する。また、安全な放流が実施されるよう、土地改良区に対し技術的な支援等を行う。



図-1 ため池位置図

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
岩窪ため池の耐震対策	耐震補強工事の完了	—
洪水調節機能強化	流域治水の意識啓発 ため池事前放流の促進	流域治水の意識啓発 ため池事前放流の促進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

農業用ため池の適切な保全により、決壊等による浸水被害を未然に防止できる。また、農業用ため池の事前放流により、農業用ため池に一時的に雨水を貯留することで、下流の水路や河川の氾濫による浸水被害の防止・軽減につながり、地域住民の安心安全が確保される。

【関係機関】

実施主体：甲府市 産業部 農林振興室 農政課

実施支援：山梨県 農政部 耕地課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

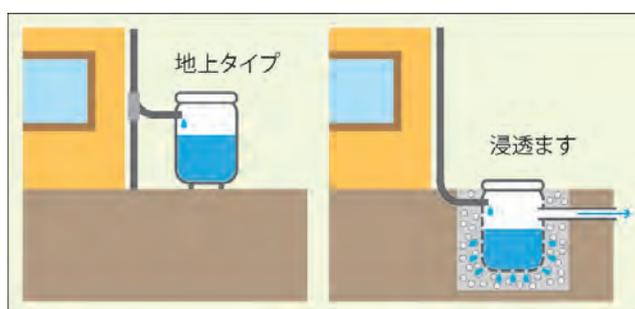
具体的な対策メニュー：各戸貯留浸透施設設置の促進

【概要】

水路や河川への雨水の流出を抑制するために、建築・開発相談等があった場合は、雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置を促す。

【実施内容】

流域治水のパンフレットなども活用し、各戸貯留や浸透施設の必要性について啓発を行うことで、雨水貯留浸透施設の周知を図る。



各戸貯留浸透施設のイメージ



雨水利用事例集／国土交通省

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
各戸貯留浸透施設の設置促進	雨水貯留浸透施設の周知	雨水貯留浸透施設の周知

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

各戸において雨水の貯留、浸透させる施設の設置を行い、水路や河川へ雨水の流出を抑制することで、洪水や内水氾濫による浸水被害が軽減される。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 まち開発室 都市計画課、建築指導課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

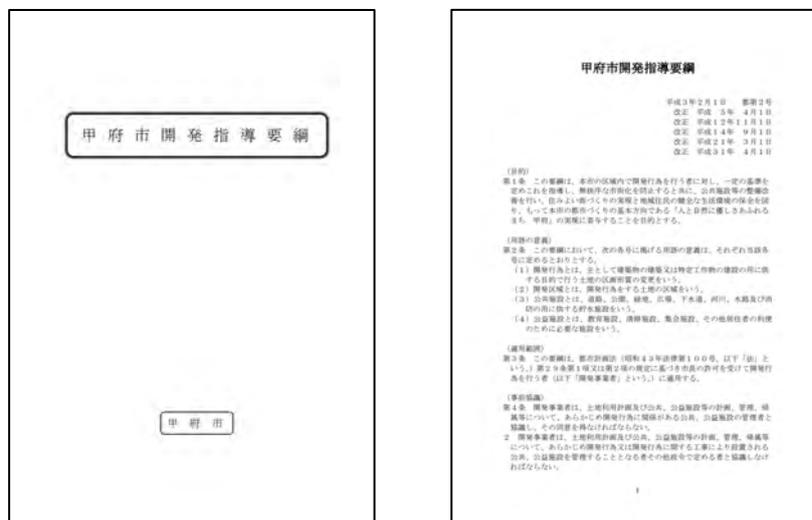
具体的な対策メニュー：適切な開発指導の推進

【現 状】

甲府市開発指導要綱に基づいた開発指導を実施している。雨水流出量が増大する場合は、排水路の改修または調整池の設置を求めている。

【実施内容】

引き続き適切に開発指導を行っていくとともに、気候変動による豪雨災害の激甚化や土地利用状況の変化に対応できるよう、必要に応じて開発指導要綱の見直しを検討する。



甲府市開発指導要綱（抜粋）

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
適切な開発指導の実施	約400件	約800件
開発指導要綱の見直し	検討	検討

※件数については過去の実績より約80件/年として算出

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

適切な開発指導により、雨水貯留浸透施設を設置することで、敷地内から過剰に雨水が流出するのを抑える。また、指導要綱の見直しにより、気候変動の影響を考慮した対策等についても検討することで、水害に強いまちづくりの推進が図られる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 まち開発室 都市計画課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

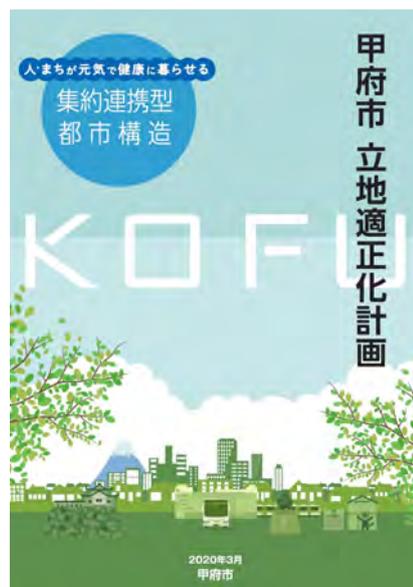
具体的な対策メニュー：立地適正化計画の策定等による都市防災機能の向上

【現 状】

頻繁化・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、リスクの低い土地への居住誘導、立地適正化計画における防災指針など、安全なまちづくりのための総合的な対策が必要となっている。

【実施内容】

令和元年度に策定した「甲府市立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住を誘導するとともに、居住誘導区域における水災害の高いエリアにおいて、水災害リスクの周知や適切な避難誘導対策等のソフト面での対策を推進するため、「甲府市立地適正化計画」に防災指針を定める。



甲府市 立地適正化計画

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
都市防災機能の向上	<ul style="list-style-type: none">・都市機能、居住の誘導・立地適正化計画の改定 (防災指針)	<ul style="list-style-type: none">・都市機能、居住の誘導

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

水災害に強いまちづくりが促進されることで、被害対象の減少が図られる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 まち開発室 都市計画課

実施支援：山梨県 県土整備部 都市計画課、建築住宅課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：空き家予防及び活用の促進

【現 状】

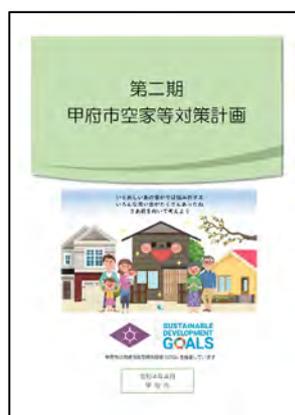
甲府市では空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年に「甲府市空家等対策計画」を策定した。（令和4年：第2期計画策定）

また、空き家の管理や活用に関する情報を掲載した「空き家相談小冊子」の配布や「空き家セミナー」などの実施により空き家対策を推進している。

【実施内容】

「甲府市空家等対策計画」に基づき、所有者等の責任・責務について意識の醸成を図るとともに、空き家の中古市場への流通や地域のコミュニティ活動の拠点としての有効活用を促進するなど、空き家や管理不全な空き家の発生抑制に努める。

また、空き家等を取り壊した跡地をポケットパークや防災空き地とするなど、地域の実情に応じた様々な活用方策を検討するとともに、令和5年4月から始まった相続土地国庫帰属制度など新たな制度について周知を行う。



第二期甲府市空家等対策計画／甲府市



空き家相談小冊子／甲府市

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
空き家対策	「甲府市空家等対策計画」の推進	「甲府市空家等対策計画」の推進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

管理不全な空き家の発生抑制により、台風などでの空き家の倒壊等を防ぎ、被害を減少させる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 まちづくり部 まちづくり総室 空き家対策課

実施支援：山梨県 県土整備部 住宅対策室

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定

【概要】

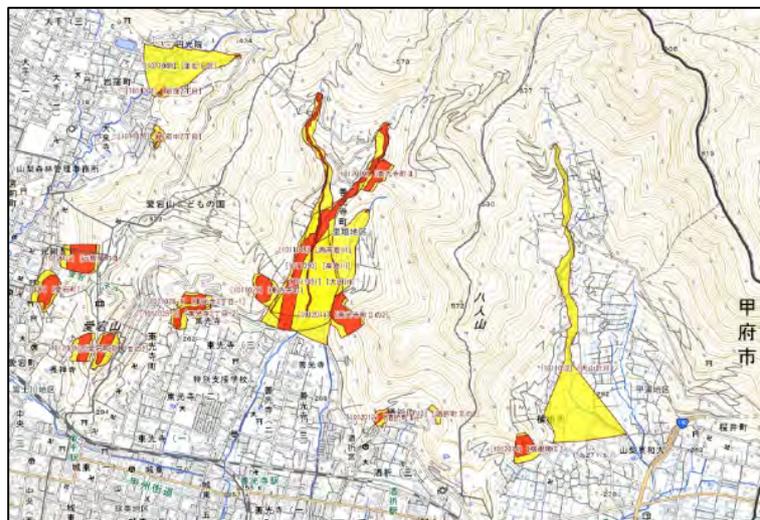
土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定している。

【現状】

現在、県では高精度な地形情報を用いて新たに土砂災害のおそれのある区域について調査、指定を進めている。

【実施内容】

濁川流域については、令和6年度中に新たな土砂災害警戒区域の指定を実施する。



土砂災害警戒（特別警戒）区域指定状況／土砂災害警戒区域マップ_山梨県

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
土砂災害警戒区域の指定	完了(令和6年度末)	—

【想定される効果】

土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにすることで、緊急時の避難行動や、適切な土地利用の促進に寄与できる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 砂防課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表

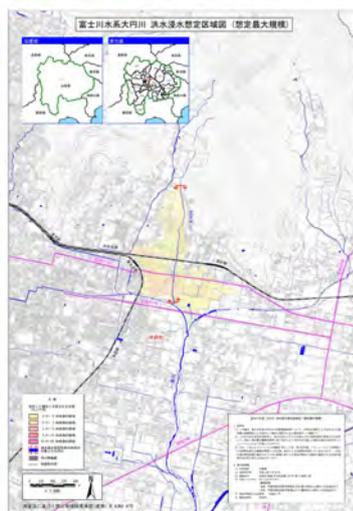
【現 状】

これまで、洪水予報河川の笛吹川（国指定）や水位周知河川の濁川（県指定）などの比較的規模の大きな河川において洪水浸水想定区域図が作成されてきた。流域治水関連法の改正により、身近な中小河川においても洪水浸水想定区域図を作成、公表することで水害リスク情報の空白域を解消し、迅速な避難や適正な土地利用の促進を図っていく。

甲府市内の濁川流域では、令和4年度末に中小河川の洪水浸水想定区域図の作成、公表を実施している。

【実施内容】

今後、河川の改修が進んだ場合等の適切な時期に洪水浸水想定区域図の更新を行い、常に最新の水害リスク情報を提供する。



大円川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



蛭沢川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

【目 標】

項 目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
洪水浸水想定区域図の更新	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

中小河川の洪水浸水想定区域図の作成、公表により水害リスク情報の空白域が解消され、迅速な避難や適正な土地利用の促進が図られる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表

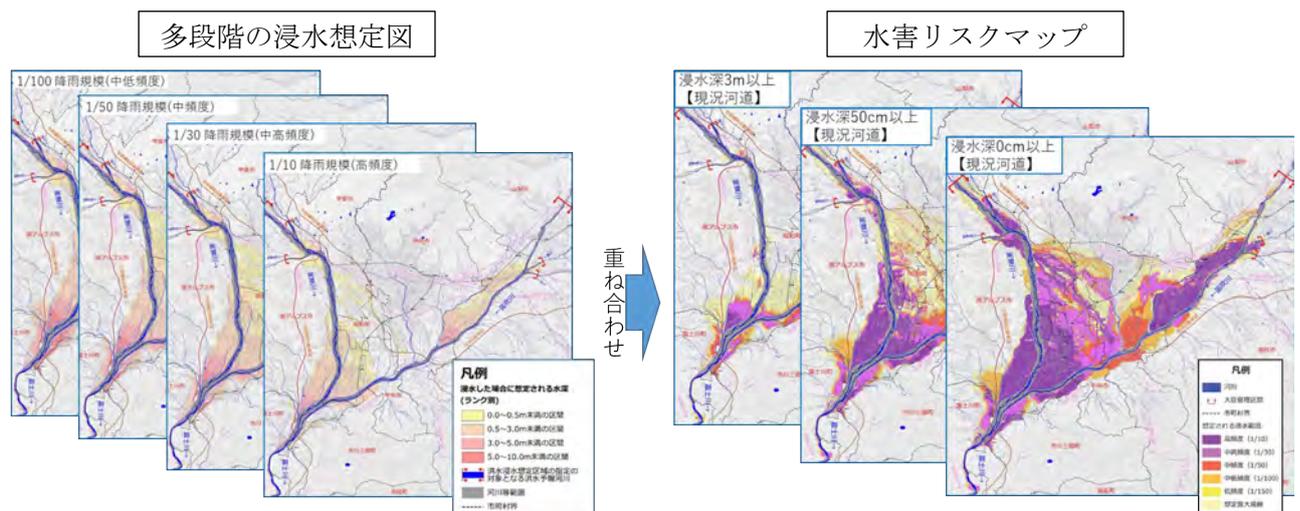
【現 状】

これまで、富士川水系において計画規模及び想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した洪水浸水想定区域図を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進してきた。

【実施内容】

これまでの洪水浸水想定区域図に加えて、発生頻度が高い降雨規模（1/10、1/30、1/50、1/100等）の場合に想定される浸水範囲や浸水深を示した「多段階の浸水想定図」を新たに整備する。また、浸水範囲・浸水深と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」についても新たに整備する。

「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」をオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を促進する。R4年度に現況、短期河道の「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」について公表した。



【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
「多段階の浸水想定図」、「水害リスクマップ」の作成	短期河道以降の作成の検討 水害リスクマップ等の周知、情報提供	短期河道以降の作成の検討 水害リスクマップ等の周知、情報提供

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等の促進が図られる。

企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧が図られる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所



《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）

（P 5 4 参照）

具体的な対策メニュー：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）

（P 5 5 参照）

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：雨水出水浸水想定区域図の作成

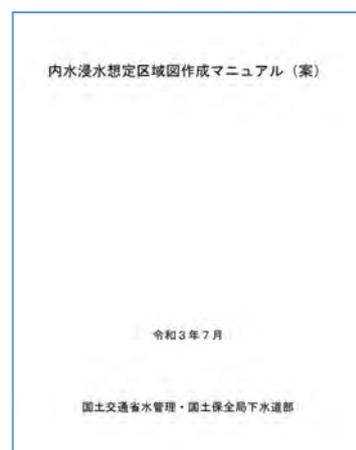
【概要】

これまで河川の氾濫に備え、洪水ハザードマップを作成するなどして、避難警戒措置を講じてきたが、近年の異常気象により、今まで内水による浸水被害がなかった地域についても、その可能性が高まっている。そのため、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定を行い、適切な雨水出水浸水リスク情報を周知する。

【実施内容】

主として市街地を対象とした雨水出水浸水想定区域図を作成し、令和7年度までに公表する予定である。

また、雨水管理総合計画の雨水管理方針についても合わせて策定する。



【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
雨水管理総合計画の雨水管理方針を策定	令和7年度までに策定	—
雨水出水浸水想定区域図の作成	令和7年度までに完了	—
浸水リスク情報の周知 (雨水出水浸水想定区域図)	令和7年度までに雨水出水浸水想定区域図の公表	—

【想定される効果】

雨水出水浸水想定区域図を作成し、災害リスクを周知する。

また、同浸水区域を考慮した土地利用の自然誘導により、災害発生時の被害の軽減につながる。更に同区域を考慮した避難所等の検討により、災害発生時の適切な避難につながる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 上下水道局 工務部 工務総室 計画課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：ハザードマップの改定、防災情報発信

【概要】

ハザードマップの改定、避難情報発令時の迅速な情報発信により、被害リスクに備える取り組みや迅速な避難行動による被害軽減を推進する。

これまで、甲府市では令和4年4月にハザードマップを改定し、また、甲府市防災アプリ、甲府市防災防犯メールマガジン等により、災害情報や避難場所等の情報を発信している。

【実施内容】

新たに中小河川の洪水浸水想定区域図が公表された場合は、速やかに洪水ハザードマップの改定を行う。また、その後も浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定状況に応じて、適宜改定を実施していく。

また、引き続き様々な方法で、住民に迅速に災害情報を提供する。



甲府市洪水ハザードマップ



甲府市防災アプリ

【目標】

項目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
ハザードマップの改定	改定・公表	適宜実施
防災情報発信	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域を反映させた災害リスク空白地のないハザードマップにより、災害時の避難や、事前の避難所の確認や浸水時の被災区域からの避難について日常から水防災への意識を高めることができる。また、避難情報や災害情報の迅速な発信により、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることができる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：まるとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）

【概要】

濁川流域内において、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域を「まるとまちごとハザードマップ」と見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる想定浸水深や避難所等への誘導に関する情報を標示する取組を推進する。

現在、濁川流域では149箇所に「まるとまちごとハザードマップ」として整備を実施している。

【実施内容】

甲府市内で、令和7年度までに“まちなか”にある電柱や施設などに、河川が氾濫した場合の想定浸水深や避難所の情報等を載せた標識を整備する。

また、災害種別を標示した避難場所の案内板についても整備を実施する。



参考：まるとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）／国土交通省水管理・国土保全局

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
まるとまちごとハザードマップの推進	149箇所（濁川流域）	—

【想定される効果】

洪水による浸水のリスクや、避難に関する情報を生活空間である「まちなか」に表示して自然に目に入るようにすることで、日頃から水防災への意識を高めることができる。

自らが生活する地域で水害が発生したときにどんな状況になるのかなどをイメージすることで、洪水ハザードマップ等への興味関心を促す。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：防災教育の推進

【現 状】

甲府市内の学校では、毎年、防災訓練（水害時における垂直避難等）を実施している。また、防災訓練の際に、水害の危険性と垂直避難の必要性、垂直避難のタイミング、垂直避難の手順などの避難行動等の防災教育を実施するとともに、小学校3・4年生では、社会科資料集「わたしたちの甲府市」を活用して、過去の濁川の水害を学ぶ防災教育を実施している。また、防災リーダー研修会の継続的な実施や地域住民の総合防災訓練への参加促進により、地域防災力の向上を推進している。令和3年度～令和5年度までに市内全地区において地区ごとの水害避難の研修会を開催した。その他、「子どもBOUSA I教育-こうふ-」を市立小中学校36校及び私立・国立小中学校の小学5年生と中学2年生に対し行い、ハザードマップの見方やマイ・タイムラインの作成方法について、市職員が講習を行っている。

【実施内容】

学校と連携した防災訓練（水害時における垂直避難等）や防災リーダー研修会等の防災教育の実施により、地域防災力の強化を図る。

また、「流域治水」の取組について、学校や地域での防災教育などの機会を通じて、住民への周知を図る。



わが家の防災マニュアル／甲府市



水害避難地区研修会資料（里垣地区）

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
防災教育の推進	防災訓練(水害)実施 流域治水の恒常的な教育の実施	防災訓練(水害)実施 流域治水の恒常的な教育の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

地域や小中学校において、水害についての防災研修や防災訓練を実施することで、水害に対する備えや災害が発生した際に切な避難行動を取ることが出来る。

また、「流域治水」を学校教育に取り込んでいくことで、意識醸成が図られ、将来にかけて「流域治水」の取り組みが地域に浸透することが期待される。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所、甲府市 地域防災課、教育委員会 学校教育課
山梨県 防災局 防災危機管理課、県土整備部 治水課、教育委員会 教育企画室

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：マイ・タイムラインの普及促進

【概要】

マイ・タイムラインとは、台風や大雨など、いざという時に備え、避難行動について一人ひとりが、いつ、何をするかをあらかじめ時系列で整理しておく、自分自身の避難計画のことである。甲府市では、防災アプリにマイ・タイムラインの機能を追加し、災害時にすぐ確認することができるようにしている。

【実施内容】

地域住民に対し、令和4年、5年の2年間をかけて水害地区研修会でマイ・タイムラインの作成支援を実施している。今後も引き続き、研修会や防災訓練の機会を通じて、作成支援を実施していく。

警戒レベル	1	2	3	4	5
必要な情報	大雨、土砂災害、洪水、河川水位情報、(濃嵐)	大雨注意情報、大雨注意情報、洪水注意情報、河川水位情報、(濃嵐)	大雨警戒、洪水警戒、土石流警戒、(濃嵐)	土砂災害警戒情報、土石流警戒、河川水位情報、(濃嵐)	大雨特別警戒、土石流警戒、河川水位情報、(濃嵐)
必要な行動	避難準備、避難場所を確認する、避難経路の確認、非常持出品の確認など	避難準備、避難場所を確認する、避難経路の確認、非常持出品の確認など	避難準備、避難場所を確認する、避難経路の確認、非常持出品の確認など	避難準備、避難場所を確認する、避難経路の確認、非常持出品の確認など	避難準備、避難場所を確認する、避難経路の確認、非常持出品の確認など
わたしの避難先					
避難の方法					
避難先までの所要時間					
避難の準備					
非常持出品・備蓄品の確認					

洪水ハザードマップ (抜粋) / 甲府市

警戒レベル	対応
警戒レベル1 早期注意情報	
警戒レベル2 大雨注意情報・洪水注意情報	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	避難に時間を要する人は避難!
警戒レベル4 (避難指示)	危険な場所から全員避難!
警戒レベル5 (緊急安全確保)	命を守る最善の行動を!
非常持ち出し品・備蓄品の確認	

甲府市防災アプリ

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
マイ・タイムラインの普及促進	作成支援の実施	作成支援の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

マイ・タイムラインを作成することで、災害時の住民一人ひとりの防災行動計画を事前に定めることによって、迅速な避難行動につなげ、被害を最小限にとどめる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課、地域防災課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：民間企業との災害時の連携や民間施設を利用した避難場所の確保の推進

【概要】

災害発生時における速やかな復旧、復興支援のための体制を整備するため、都市間相互の応援協力及び、民間企業等から支援協力を得るため、防災協定を推進している。

現在、甲府市では、130箇所の子害協定を締結していて、40箇所を一時避難場所として確保している。

【実施内容】

災害時に避難場所の確保や生活物資の供給等を受けられるように、災害協定の締結を進めていく。



【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
民間施設との災害協定の締結	随時検討・締結	随時検討・締結

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

民間企業等との災害時の協定を結ぶことによって、避難場所の確保や物資調達が可能になることによって、地域住民の災害時の応急活動支援が期待できる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上

【概要】

地区防災計画の作成（見直し）や避難訓練を実施することで、災害時の適切な避難行動につなげるほか、地域のコミュニティ機能を活性化させ、災害時の共助の仕組みを強化することにより、地域防災力の向上を図る。

【実施内容】

各地区や自治会を対象とした研修会等を通じて、地区防災計画作成（見直し）の支援を行っていく。

また、総合防災訓練や避難訓練への地域住民の参加を促進し、地域防災力の向上を図る。



総合防災訓練実施状況（甲府市）

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
地区防災計画の作成（見直し）支援	随時	随時

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

地区防災計画の作成（見直し）や避難訓練を実施することで、災害時の適切な避難行動につなげるほか、地域のコミュニティ機能を活性化させ、災害時の共助の仕組みを強化することにより、地域防災力が向上され、災害時の被害を最小限にとどめることができる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 地域防災課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援

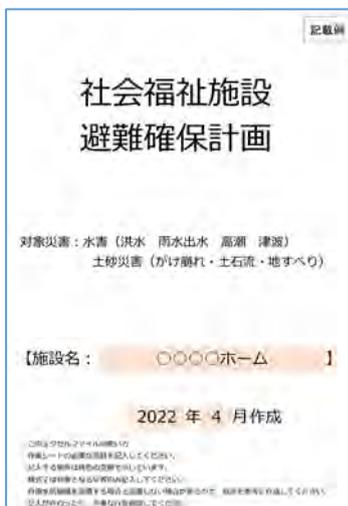
【概要】

甲府市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の洪水、土砂災害時等の迅速かつ円滑な避難を確保するために、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

現在、甲府市では81.6%の施設で避難確保計画が策定されている。

【実施内容】

パンフレット等を用いて、要配慮者施設所有者・管理者の計画策定や避難訓練の実施を促進するとともに、計画の作成等の支援を実施する。



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き／国土交通省

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
避難確保計画の策定支援	策定率 100%	—

【想定される効果】

要配慮者施設の避難確保計画を策定し、避難訓練を実施することによって、洪水や土砂災害時に迅速かつ円滑な避難が可能となる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援

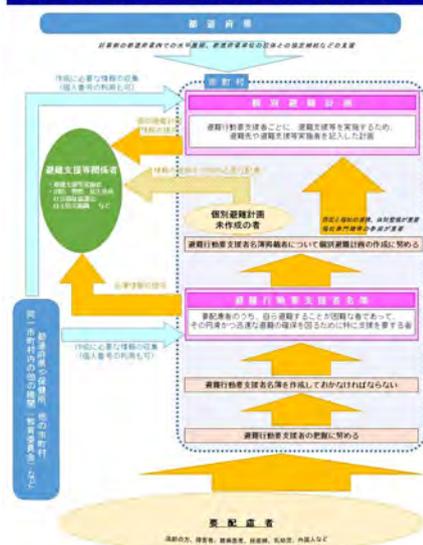
【概要】

災害時に自力で避難する事が困難な避難行動要支援者の名簿を作成し、個人情報提供に同意した方を掲載した名簿を、避難支援等関係者に提供し、避難支援を行うことのできる体制を構築する。また個別避難計画を策定する事で円滑な避難を促す。

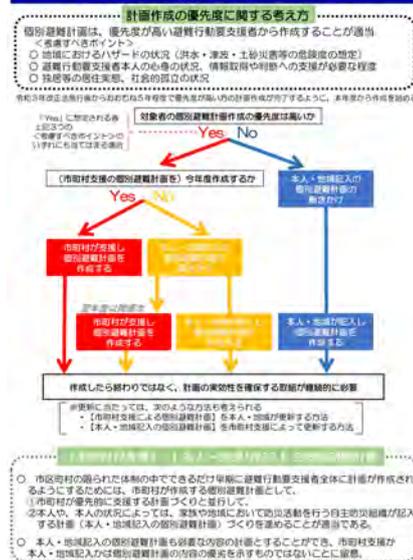
【実施内容】

毎年避難行動要支援者名簿の更新を行い、関係機関、団体と連携し避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援する。

名簿・個別避難計画に基づく避難支援等の法令上の全体構成



優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ(例)



避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針(令和3年5月改定)／内閣府

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
個別避難計画の策定推進	作成拡大	作成拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成により、災害時に関係機関と連携し、避難支援が必要な方に対する支援体制を構築する事により、地域の防災力強化と災害時の逃げ遅れの防止を図る。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：広域避難を視野に入れた避難先の確保

【概要】

濁川流域は甲府盆地に位置し、大規模な洪水時には、広い範囲で浸水が発生する危険性があることから、事前に他の市町村との行政界を越えた避難先を広域にわたり確保することで、災害形態に応じた適切な避難場所の確保を促す。

【実施内容】

避難先の確保は、濁川流域内だけの検討ではなく、流域外や市外への避難も視野に入れて適切な方法を検討していく。

県や県内の他市町と、広域避難計画の策定について協議・検討していく。

大規模水害時における広域避難に向けた取り組みについて (令和4年3月29日 防災局防災危機管理課)

経緯

- 近年、全国各地で大規模な水害が発生しているが、本県においても同様な水害が発生するおそれがあり、その場合に濁川流域による広域避難への浸水が想定される。
- このため、市町村を越えた広域避難について検討を進める必要があることから、R2年度から、県国（甲府河川国庫事務所、甲府地方気象台）、全市町村が参加する広域避難検討会を開催してきた。
- 広域避難の円滑な実施を図るため、大規模な水害が発生するおそれがある段階における県や市町村等による共同検討会の設置や、広域避難に関する情報発信を行う際の判断目安について取りまとめ、R4年度から運用を開始する。

大規模水害時における広域避難に関する共同検討開始及び情報発信の目安

共同検討開始 (R1)	高齢者等避難の発令 (R2)	避難指示の発令 (R3)	家財安全確保の発令
<ul style="list-style-type: none"> ① 近畿発生時の48時間前を想定 (72時間前から避難準備発令) ② 2日連続雨量域平均雨量予測 200mm以上 ③ 共同検討会の構成機関から求めがあった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 近畿発生時の48～24時間前を想定 ② 2日連続雨量域平均雨量予測 250mm以上 	<ul style="list-style-type: none"> ① 近畿発生時の24～9時間前を想定 ③ 1日連続雨量域平均雨量予測 +24時間連続雨量予測 300mm以上 (R4) ② 市町村長の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ① 近畿発生時の9～9時間前を想定 ③ 浸水危険水位に達しさらに床上浸水が見込まれる場合 ② 市町村長の判断

共同検討会

目的

- 大規模な水害が発生するおそれがある場合において、広域避難の円滑な実施を図る。

開催時期

- 共同検討開始の判断目安を上回る雨量が予想される場合
- 構成機関のいずれかから開催の求めがあった場合

構成機関

- 県、市町村、甲府河川国庫事務所、甲府地方気象台 (必要に応じて関係機関を招集)

内容

- 気象情報や濁川情報等の提供・共有 (気象台等一環、市町村に説明)
- 広域避難の検討・調整 (市町村の求めに応じて、増分びとなり避難先を調整)
- 広域避難の実施に関する確認等

大規模水害時における広域避難に向けた取り組み／山梨県

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
広域避難計画の策定	検討	検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

広域避難を視野にいれた避難先を確保することで、災害形態に応じた適切な避難場所の確保が可能となる。また避難先を事前に調整しておくことによって、局所的な避難所の混雑をさけられ、安全で迅速な避難が可能となる。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援

【現 状】

甲府商工会議所と甲府市が共同で「事業継続力強化支援計画」を策定し、令和4年10月28日に認定された。

計画実施期間（R4.11.1～R9.3.31）の間、事業継続力強化を目標とした次の取り組みを行う。

- ・管内小規模企業者へのBCP策定支援の強化
- ・被害把握・報告ルートの確立
- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立



事業継続力強化支援計画

【実施内容】

甲府商工会議所と甲府市が連携する中で、災害リスク等を周知することにより、小規模事業者に対し、水害を考慮した事業継続計画（BCP：被災した場合でも、被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画）の必要性を理解していただき、計画の策定支援を行う。

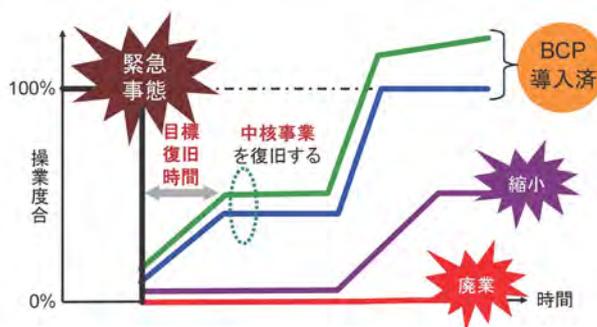


図 BCPの狙い、災害時に計画的に事業を復旧する

中小企業BCP(事業継続計画)ガイド(抜粋) / 経済産業省中小企業庁

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援	策定事業者の拡大	策定事業者の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

小規模事業者の事業継続計画（BCP）が策定されることで、災害時における地域経済の早期の復旧・復興が期待される。

【関係機関】

実施主体：甲府市 産業部 商工観光室 商工課

実施支援：山梨県 産業労働部 産業政策課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：下水道施設の耐水化対策

【現 状】

大規模水害時において、下水道施設の機能を確保し、社会的な影響を最小限にとどめるために、下水道施設の耐水化対策を推進する。

令和3年度に、マンホールポンプを対象に「甲府市浄化センター等耐水化計画」を策定した。

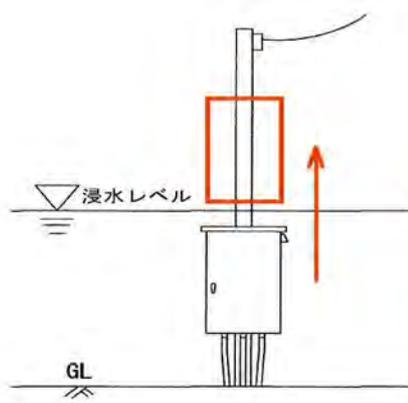
また、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結し、下水道施設の応急復旧に関する協力体制を構築している。

【実施内容】

「甲府市浄化センター等耐水化計画」に基づき、下水道施設の耐水化（かさ上げ等）を実施していく。



上町第二マンホールポンプ場



操作盤かさ上げ例

【目 標】

項 目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
下水道施設の耐水化	施設の揚水機能確保の推進 (かさ上げ等)	施設の揚水機能確保の推進 (かさ上げ等)

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

水災害に備えた下水道施設の耐水化の推進を図ることで、下水道施設の機能確保や早期復旧を可能とする。

【関係機関】

実施主体：甲府市 上下水道局 工務部 下水道管理室 下水道課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：災害時の生活用水の確保の推進

【概要】

大規模な災害が発生し、水道の供給が停止した場合に地域住民への飲用水以外の生活用水の提供のため、生活用水を提供できる井戸の指定、公表を推進する。

現在、甲府市では HP 等で協力井戸の募集をし、198 箇所が指定されている。(令和 4 年度末)

【実施内容】

引き続き、協力井戸の募集を実施し、指定の拡大を継続していく。



甲府市 HP



掲示標識

【目標】

項目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
災害時生活用水協力井戸の継続	指定の拡大	指定の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

災害時の生活用水を確保することで、公衆衛生の維持を図る。

【関係機関】

実施主体：甲府市 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理

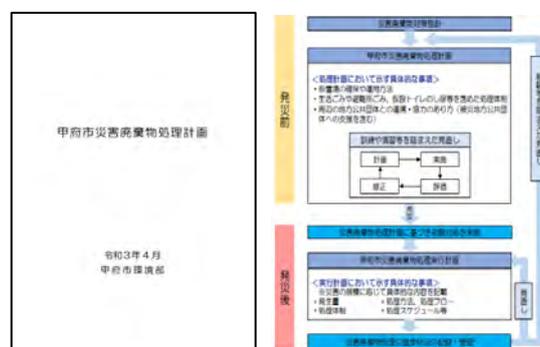
【概要】

大規模水害災害後に発生する災害廃棄物を円滑に処理し、地域社会の早期復旧、復興を行うために、災害廃棄物処理計画の策定等、迅速な処理のための体制づくりを行う。

【現状】

甲府市では、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「甲府市地域防災計画」の廃棄物処理計画に基づき、被災地から排出されたごみ等の災害時における廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るための基本的事項をとりまとめた「甲府市災害廃棄物処理計画」を次のとおり策定（改定）している。

平成 17 年 11 月	甲府市震災廃棄物処理計画	策定
平成 25 年 4 月	甲府市災害廃棄物処理計画	見直し
令和 3 年 4 月	甲府市災害廃棄物処理計画	改定



甲府市災害廃棄物処理計画（抜粋）／甲府市

【実施内容】

大規模水害発生後、災害廃棄物の円滑な処理が行えるよう、甲府市災害廃棄物処理計画に基づく、迅速な廃棄物処理や災害時相互応援協定について、訓練等を通じて早期復旧に向けた初動体制を確立する。また、災害が現実となった場合に、被災状況に応じて実効性のある具体的な災害廃棄物処理実行計画が策定できるよう、新たな災害から得られた最新の知見等により、必要に応じて計画を適宜見直すものとする。

【目標】

項目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
災害廃棄物処理計画の見直し、更新	適宜実施	適宜実施
災害対応訓練の実施	1 回／年	1 回／年

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

大規模水害発生後の災害廃棄物（災害ごみ）が円滑に処理されることで、早期の復旧・復興に繋がる。

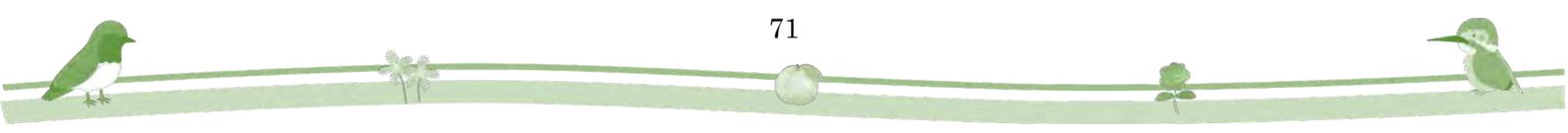
【関係機関】

実施主体：甲府市 環境部 環境総室 総務課

実施支援：山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課



対策メニュー 編
【渋川流域（笛吹市）】



目 次

【 対策メニュー 編（渋川流域_笛吹市） 】

テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

【河川区域】

洪水氾濫対策 渋川の整備.....	74
洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施.....	75
河川管理施設の適正な運用、維持管理.....	76
気候変動を踏まえた治水計画の見直し.....	77
段階的なハード整備等の将来計画検討.....	78

【集水域】

公共施設における雨水貯留浸透施設の設置.....	79
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進.....	80
緑化及び緑地保全の推進.....	81
排水路の改修、維持管理.....	82
農業用水路、取排水施設の適切な運用・維持管理.....	83
各戸貯留浸透施設設置の促進.....	84

テーマ2：被害対象を減少させるための対策

適切な開発指導の推進.....	85
立地適正化計画の策定等による都市防災機能の向上.....	86
中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表.....	87
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表.....	88

テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）	89
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）	89
ハザードマップの改定、防災情報発信.....	90
まるとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）	91
防災教育の推進.....	92
マイ・タイムラインの普及促進	93
民間企業との災害時の連携や民間施設を利用した避難場所の確保の推進.....	94
地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上.....	95
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援.....	96
避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援.....	97
広域避難を視野に入れた避難先の確保.....	98
小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援.....	99
下水道施設の耐水化対策	100
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理	101

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 渋川の整備

【現 状】

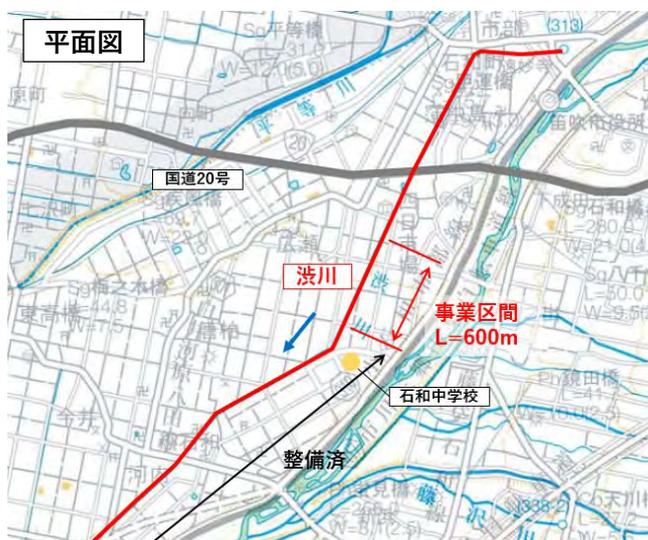
一級河川渋川は、笛吹市石和町の市街を流下し最下流部で平等川を伏せ越し、濁川に合流する河川である。現在までに合流点から上流約3.8kmの区間の整備が完了しているが、上流において、流下能力が不足する断面が狭小な箇所があり、整備が必要な状況である。

【実施内容】

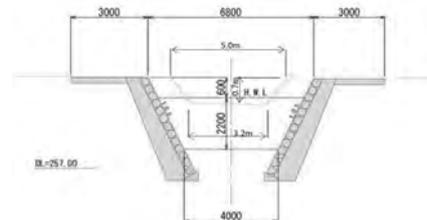
整備済区間の上流L=600mについて、河道拡幅により計画規模における流下能力を確保する。

(流下能力：【現状】5 m³/s ⇒ 【整備後】25 m³/s)

また、事業区間の上流においても必要な対策や施工範囲等を検討し、整備を実施していく。



平成12年9月豪雨浸水被害状況



標準横断面

【目 標】

項 目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
渋川の整備	事業区間L=600m 整備完了	施工範囲を検討し、 整備を実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

渋川の整備を進めることによって、計画規模に対する流下能力不足による浸水被害が解消され、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

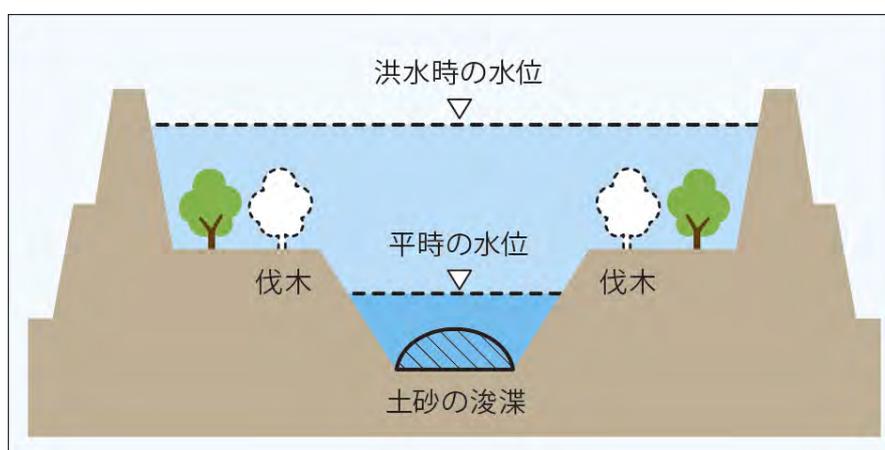
具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施

【現 状】

河川に土砂が堆積し、樹木等が繁茂すると、有効な河川断面が損なわれ、流水の流下に支障が生じるため、河道整正や伐木、浚渫等の維持管理が非常に重要である。

【実施内容】

適切に河道整正や、伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、洪水氾濫の原因となるような河道断面の阻害を防止する。



伐木、浚渫のイメージ※1

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
河道整正や伐木、 浚渫の実施	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

適切に河道整正や伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、本来の洪水を流す河道の能力を発揮し、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課

※1：イメージについては山梨県にて作成

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：河川管理施設の適正な運用、維持管理

【現 状】

堤防や樋門、樋管、排水機場などの河川管理施設については、樋門等に関する操作要領や堤防等に関する点検要領に基づき、適切な運用、維持管理を行っている。渋川の伏越し・水門については長寿命化計画を策定している。また、渋川最下流部の渋川水門については、県から笛吹市に運用及び維持管理を委任している。

【実施内容】

点検要領や操作要領に基づき、定期的に施設の点検を行うとともに、適切な運用、維持管理を実施する。

また、施設の修繕や更新についても、長寿命化計画等に基づき計画的かつ適切に実施していく。

堤防等河川管理施設の点検結果評価要領 参考資料（抜粋）／国土交通省



富士見排水機場ポンプ小屋



渋川水門

【目 標】

項 目	短期目標（令和 10 年度末）	中期目標（令和 15 年度末）
河川管理施設の適正な運用、維持管理	1 回／年以上（点検）	1 回／年以上（点検）
河川管理施設の修繕、更新	長寿命化計画等に基づき実施	長寿命化計画等に基づき実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

河川管理施設の適正な運用、維持管理を実施し、施設の機能が発揮できるようにしておくことで、洪水氾濫対策としての効果や治水安全度の維持が期待できる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課、笛吹市 建設部 土木課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

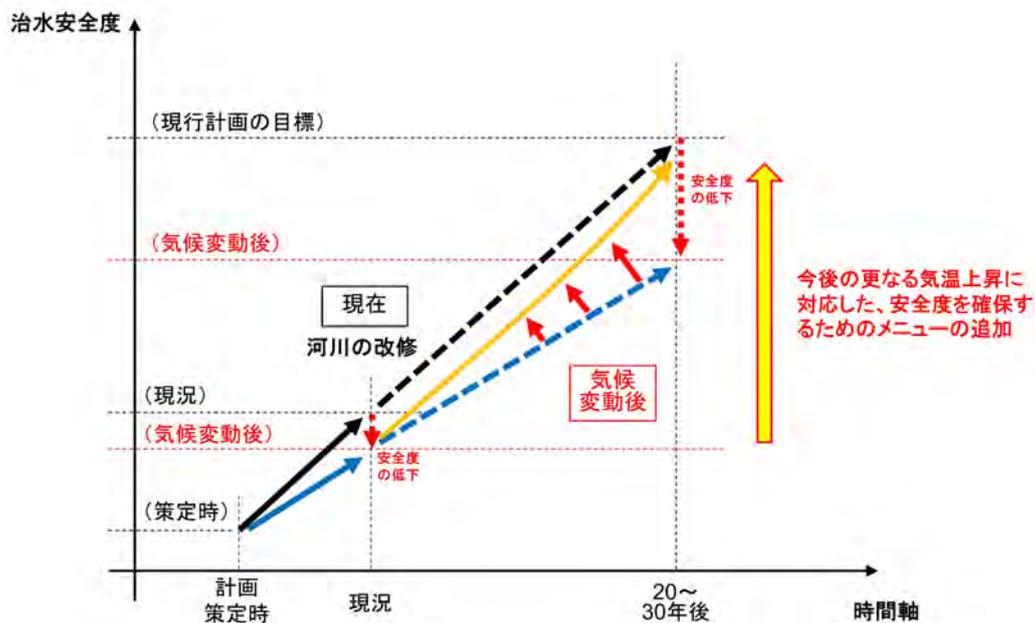
具体的な対策メニュー：気候変動を踏まえた治水計画の見直し

【現 状】

気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体において早期に治水安全度の向上を図るとともに、計画規模を超える洪水（超過洪水）に対しても氾濫をできるだけ防ぐ治水計画の見直しが必要となっている。

【実施内容】

気候変動の影響も考慮した治水計画の見直しを検討するとともに、特定都市河川の指定についても検討を進める。



気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法（抜粋）／国土交通省

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
治水計画の見直し	検討	検討、実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

気候変動を踏まえた治水計画の見直しによって、流域全体の治水安全度の向上が図られる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：段階的なハード整備等の将来計画検討

【現 状】

気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化や、計画の降雨を超える水害に対し、河川管理者などによる対策を強化・加速することとしているが、ハード整備は費用的にも、時間的にも限界があり、被害を完全に防止することは困難となっている。

このような状況下において、効率的かつ効果的にハード整備を進めるには、暫定計画や水門閉鎖時の対策も含め、段階的なハード整備を検討する必要があると考えている。

一方、あらゆる関係者との協働による「流域治水」の考え方にに基づき、集水域等においても河川に流出するまでの抑制対策に係る取り組みを推進するべきであるが、これらの取り組みについて関係者の参加意欲を高め流域一体となったものに広げていくためには、個々の取り組みが河川にどのような効果をもたらしているかについて、定量的・定性的な評価、検証を進めていく必要がある。

【実施内容】

気候変動の影響を考慮した治水計画の見直しを検討・実施するとともに、河川区域外(集水域等)での雨水流出抑制に係る取り組み（公共施設や民間企業での雨水貯留浸透施設の設置、各戸貯留浸透施設の設置等）が促進された場合の抑制効果等を流出計算モデルなどにより検証し、効率的かつ効果的な浸水被害の軽減に向けた段階的なハード整備の将来計画を検討する。

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
段階的なハード整備の将来計画検討	効果検証、計画検討	効果検証、計画検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

気候変動を踏まえた段階的なハード整備等の将来計画が検討されることで、効果的な流域全体の治水安全度の向上につながる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

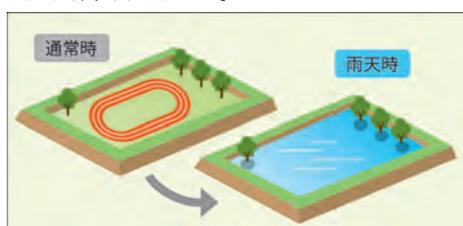
具体的な対策メニュー：公共施設における雨水貯留浸透施設の設置

【概要】

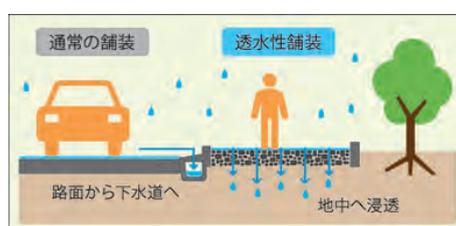
雨水貯留浸透施設の設置の推進により、河川への雨水流出量を抑制する必要があるが、比較的規模の大きい、公共施設などにおいては、特に積極的な施設の設置を図っていく。

【実施内容】

濁川流域（渋川流域）内における公園や学校、保育施設、市営住宅などの公共施設において、建て替えや改修時などに雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）が設置されるよう取り組みの推進を図る。また、県道、市道の歩道部については、原則、透水性舗装を実施することで、雨水の流出抑制を図る。



校庭や公園の貯留イメージ



透水性舗装のイメージ

【目標】

項目	施設別	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
公共施設における雨水貯留浸透施設（透水性舗装含む）の設置	学校 ⁽¹⁾	改修・改築時に設置を検討	
	公園 ⁽²⁾	改修・改築時に設置を検討	
	保育施設 ⁽³⁾	改修・改築時に設置を検討	
	市営住宅 ⁽⁴⁾	改修・改築時に設置を検討	
透水性舗装の推進	道路 ⁽⁵⁾ (歩道)	透水性舗装による施工を実施	

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

雨水を貯留、浸透させることにより、水路や河川への雨水の流入を抑制できる。
関係者が取り組むことによって、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につながる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 保育課⁽³⁾、建設総務課⁽⁴⁾、土木課⁽⁵⁾、まちづくり整備課⁽²⁾⁽⁵⁾、教育総務課⁽¹⁾
山梨県 県土整備部 道路整備課⁽⁵⁾、道路管理課⁽⁵⁾、都市計画課⁽⁵⁾

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進

【現 状】

濁川流域の民間施設では、基本的に都市計画法及び開発指導要綱の基準により雨水貯留浸透施設が設置されている。

しかし、法施行以前に竣工した施設や開発規模の小さい施設では、雨水貯留浸透施設が設置されていない箇所もある。

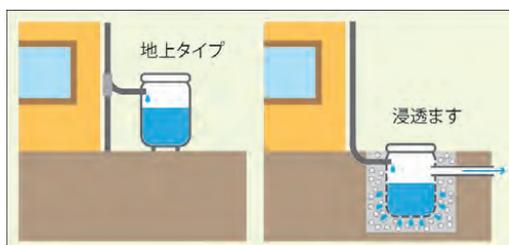
また、流域内に大きな企業誘致等の計画もあり、敷地内からの雨水の流出が増えることが予想されるため、適切な雨水貯留浸透施設の設置が求められる。

【実施内容】

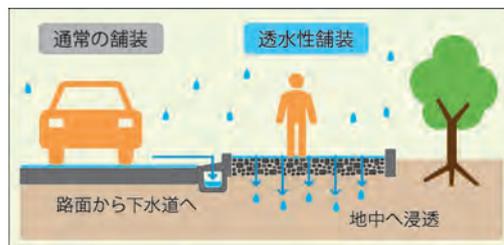
雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置されていない箇所について、施設の必要性を流域治水パンフレットなどを活用し、説明を行うことで理解を得るなど、協力をいただくなかで設置を促していく。

また、既に雨水貯留浸透施設が設置済みの箇所においても、施設の更新時などに機能の増強や透水性舗装の施工など、企業の負担にならない範囲で、さらなる施設の機能拡大を促していく。

加えて、規模の大きな開発等の計画がある場合には、流域に与える影響も大きいいため、丁寧に流域の状況等の説明を行うことで、適切な雨水貯留浸透施設の設置の協力を得る。



雨水貯留浸透施設のイメージ



透水性舗装のイメージ

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> 新規施設の設置促進 既存施設の機能拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 新規施設の設置促進 既存施設の機能拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

雨水を貯留、浸透させることにより、水路や河川への雨水の流入を抑制できる。

関係者が取り組むことによって、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 産業観光部 観光商工課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：緑化及び緑地保全の推進

【現 状】

公共施設や工場・企業用地などの民間施設用地などにおいて、保水・浸透機能を維持し、雨水の流出を抑制するために、土地の緑化、緑地の保全を推進する。県では山梨県環境緑化条例に基づき、平成 26 年 3 月に「山梨県緑化計画」を策定し、環境緑化に関する基本方針や各施策に指標を定めている。（計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度）

笛吹市では緑のまちづくりに関する総合的な計画として、平成 23 年 3 月に「笛吹市緑の基本計画」（目標年度 2028 年）を策定している。

【実施内容】

その他、各種計画等に基づき、緑化の推進や、緑地の保全を引き続き実施する。また、社会情勢等の変化を踏まえ、適宜計画の見直しや新たな計画の策定についても検討する。



山梨県緑化計画／山梨県 森林整備課



笛吹市緑の基本計画／笛吹市

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
緑地保全、緑化の推進	各施策の推進	各施策の推進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

緑化の推進及び緑地の保全を図ることによって、市街地における雨水の流出量を抑制し、水路や河川の氾濫を防ぐことが期待される。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 土木部 まちづくり整備課、山梨県 林政部 森林整備課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：排水路の改修、維持管理

【現 状】

渋川周辺地域（東油川、井戸、今井地区ほか）は、宅地化により降雨が集まりやすい環境となってきた。更に、近年における局地的豪雨により、内水氾濫が発生する危険性が高まっているため、流下能力不足箇所や老朽化による機能低下箇所の改修、堆積土砂の除去など適切な維持管理を行う必要がある。

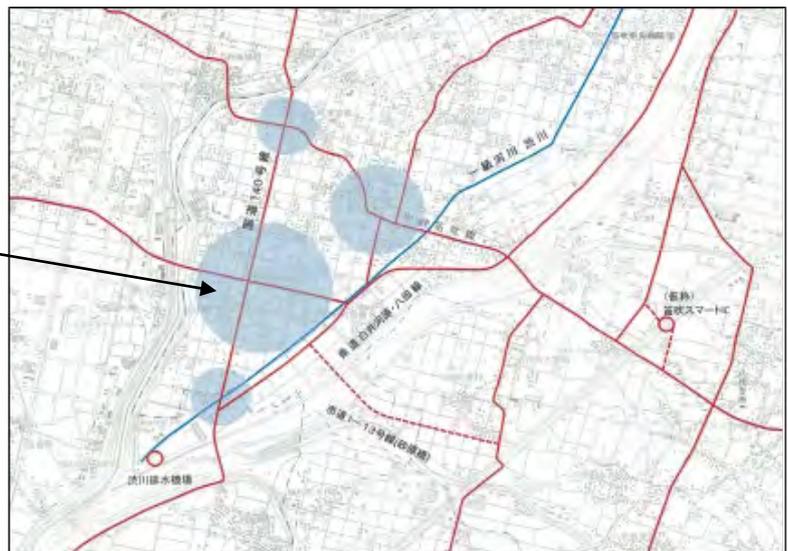
現在、地元要望等があった箇所の維持管理としての修繕は実施しているが、渋川流域での排水路の改修計画はない。

【実施内容】

排水路の維持管理を継続的に実施していくとともに、改修についても実施の検討を行う。



国道 140 号井戸交差点付近
冠水状況



渋川流域浸水状況（平成 16 年 10 月）

【目 標】

項 目	短期目標（令和 10 年度末）	中期目標（令和 15 年度末）
維持管理	適宜実施	適宜実施
排水路の改修	検討	検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

排水路の適切な維持管理や改修により、内水氾濫による浸水被害の軽減につながる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 建設部 土木課

《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：農業用水路、取排水施設の適切な運用・維持管理

【概要】

内水氾濫による浸水被害軽減を図るために、農業用水路や湛水防除を目的とした取排水施設の適切な維持管理を行う。

【現状】

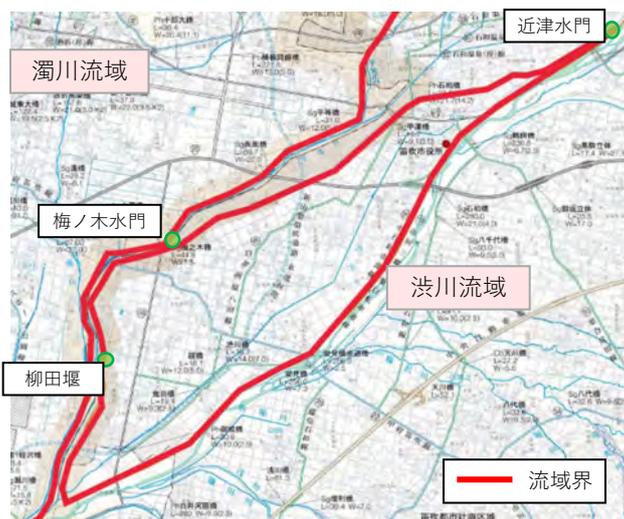
農業用水路について、要望に応じて、改修が必要な個所の改修を適宜実施している。また、老朽化が進み、大規模な改修が必要な水路については調査を実施し、計画的に改修や修繕を検討・実施している。

取排水施設について、近津水門、梅ノ木水門、柳田堰のほか、各水門の適切な運用及び維持管理を実施している。

【実施内容】

農業用水路は、要望等に応じて、改修が必要な個所については調査を行い、随時改修する。

各堰・水門については、市と地域の土地改良区と共に適切な維持管理を行う。



主な取排水施設位置図／笛吹市農林土木課

【目標】

項目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
農業用水路の改修	適宜実施	適宜実施
取排水施設の適切な運用、維持管理	土地改良区と協力し実施	土地改良区と協力し実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

農業用排水路の維持管理や取排水施設の運用を適切に行うことで、内水氾濫による被害の軽減を図る。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 産業観光部 農林土木課

実施支援：山梨県 農政部 農村振興課、耕地課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：各戸貯留浸透施設設置の促進

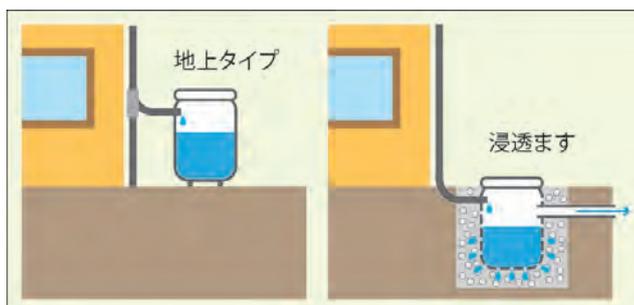
【現 状】

笛吹市では、建築相談等があった場合は敷地内浸透を指導しており、各戸からの雨水排水は原則、敷地内処理としている。

【実施内容】

今後も引き続き、建築相談等での敷地内浸透を指導していくが、流域治水のパンフレットなども活用し、各戸貯留や浸透施設の必要性について啓発を行うことで、さらなる雨水貯留浸透施設の設置の促進を図る。

また、各戸貯留浸透施設の確実な普及拡大を図るための手法についても検討を行う。



各戸貯留浸透施設のイメージ



雨水利用事例集／国土交通省

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
各戸貯留浸透施設の普及促進	設置戸数の拡大	設置戸数の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

各家庭において雨水の貯留、浸透させる施設の設置を行い、水路や河川へ雨水の流出を抑制することで、洪水や内水氾濫による浸水被害が軽減される。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 建設部 まちづくり整備課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：適切な開発指導の推進

【現 状】

適切な開発指導により、雨水貯留浸透施設の設置を促進することで、敷地内からの雨水の流出量増加を抑制している。「笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱」に基づき開発指導を実施しており、浸透・貯留等の流出抑制対策を講じることを定めている。なお、適用の対象は、900m²以上としている。

【実施内容】

今後も、引き続き適切な開発指導や建築指導を行っていくとともに、気候変動による豪雨災害の激甚化や土地利用状況の変化に対応できるよう、必要に応じて開発指導要綱等の見直しを検討する。



笛吹市ホームページ（笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱）

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
適切な開発指導の実施	30件/年程度	30件/年程度

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

適切な開発指導により、雨水貯留浸透施設を設置することで、開発区域内からの雨水流出を抑制する。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 建設部 まちづくり整備課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：立地適正化計画の策定等による都市防災機能の向上

【概要】

激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画の策定等を行うことで、災害ハザードエリアからの居住や都市機能の誘導、居住誘導区域外での開発抑制を促し、災害時の被害対象を減少させる。また開発者が、水災害リスクの高い土地で行う建築行為に対して浸水対策を行うことで、洪水や内水氾濫による浸水被害の対象を減少させる。

【実施内容】

水災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導、コンパクトなまちづくりにおける防災への配慮に加え、水災害リスクのあるエリアでの敷地の嵩上げ(盛土)や、建物をピロティ構造にするなど、都市防災機能の向上を推進するため、県は流域にとらわれず広域的な見地から水災害リスクの分析・評価を行い、市町村が居住誘導区域等を設定する際の方針となる「防災まちづくり方針」を策定し、ガイドラインなどで示す。

また、市においては、県で示されたガイドラインについても参考にしながら、立地適正化計画策定の検討を令和6年度から進めていく。



【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
都市防災機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画策定 「防災まちづくり方針」の策定、ガイドラインの作成 	—

【想定される効果】

立地適正化計画の策定等により、都市防災機能の向上、災害に強いまちづくりを促進し、災害時の被害対象を減少させる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 都市計画課、建築住宅課
 笛吹市 建設部 まちづくり整備課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表

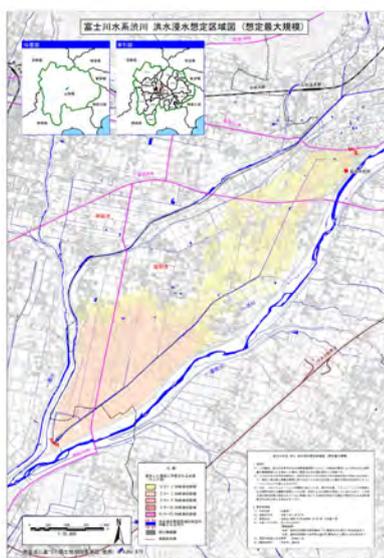
【現 状】

これまで、洪水予報河川の笛吹川（国指定）や水位周知河川の濁川（県指定）などの比較的規模の大きな河川において洪水浸水想定区域図が作成されてきた。流域治水関連法の改正により、身近な中小河川においても洪水浸水想定区域図を作成、公表することで水害リスク情報の空白域を解消し、迅速な避難や適正な土地利用の促進を図っていく。

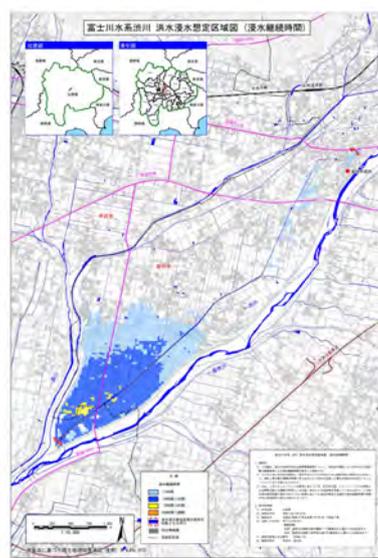
笛吹市内の濁川流域では、令和4年度末に中小河川の洪水浸水想定区域図の作成、公表を実施している。

【実施内容】

今後、河川の改修が進んだ場合等の適切な時期に洪水浸水想定区域図の更新を行い、常に最新の水害リスク情報を提供する。



濁川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



濁川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

【目 標】

項 目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
洪水浸水想定区域図の更新	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

中小河川の洪水浸水想定区域図の作成、公表により水害リスク情報の空白域が解消され、迅速な避難や適正な土地利用の促進が図られる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表

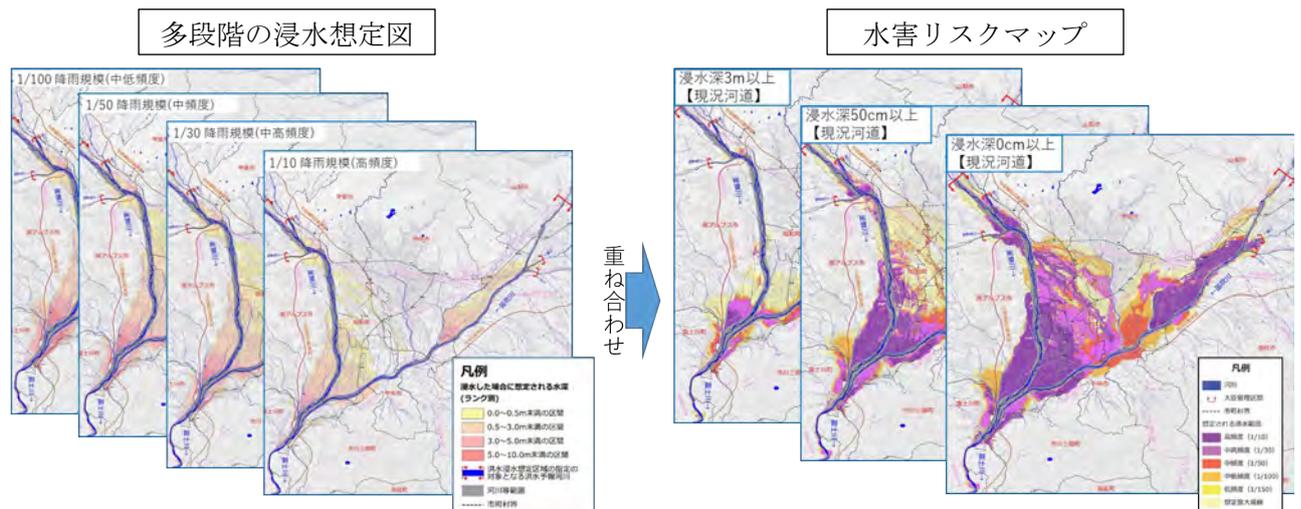
【現 状】

これまで、富士川水系において計画規模及び想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した洪水浸水想定区域図を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進してきた。

【実施内容】

これまでの洪水浸水想定区域図に加えて、発生頻度が高い降雨規模（1/10、1/30、1/50、1/100等）の場合に想定される浸水範囲や浸水深を示した「多段階の浸水想定図」を新たに整備する。また、浸水範囲・浸水深と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」についても新たに整備する。

「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」をオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を促進する。R4年度に現況、短期河道の「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」について公表した。



【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
「多段階の浸水想定図」、「水害リスクマップ」の作成	短期河道以降の作成の検討 水害リスクマップ等の周知、情報提供	短期河道以降の作成の検討 水害リスクマップ等の周知、情報提供

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等の促進が図られる。

企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧が図られる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所



《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）

（P 8 7 参照）

具体的な対策メニュー：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）

（P 8 8 参照）

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：ハザードマップの改定、防災情報発信

【概要】

濁川流域（渋川流域）内において、ハザードマップの改定、避難情報発令時の迅速な情報発信により、被害リスクに備える取り組みや迅速な避難行動による被害軽減を推進する。

笛吹市では、平成31年3月に「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、令和3年2月に改定をしている。

【実施内容】

中小河川の洪水浸水想定区域の指定状況に応じて、速やかにハザードマップの改定を行う。その後も洪水浸水想定区域等の指定状況に応じて適宜改定を実施していく。

防災行政無線と防災無線メール、SNS等を連携することで迅速に災害情報を発信する。

また、音声配信が可能な防災アプリを導入し、災害情報を発信する。



笛吹市の提供する情報

- **笛吹市ホームページ**
気象庁発表の気象情報などのほか、土砂災害発生危険度の予測情報を確認できます。
- **笛吹市防災行政無線メール**
防災行政無線放送を補うものとして、放送が届きにくい地域にお住まいの方や耳の不自由な方、また、市外にいる場合などにも情報をお届けできるようにするものです。ただし、状況によっては配信できない場合もあります。
- **防災行政無線聞き取りサービス**
防災行政無線で放送した最新の内容を電話で確認できるサービスです。
☎0120-218-6111に電話をすると、録音された防災行政無線の最新放送から3番組まで順次聞くことができます。

笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ

【目標】

項目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
ハザードマップの改定	改定・公表（中小河川）	適宜実施
防災情報発信	適宜実施	適宜実施
防災情報発信の拡大	防災アプリの導入 （令和7年度予定）	—

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

ハザードマップを随時更新し、最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域を反映させ、ハザード情報を周知することにより、平時の指定避難所の確認や発災時の浸水想定区域からの早期避難について、日頃から水防災への意識を高めることができる。また、気象情報や避難情報の確実、迅速な発信により、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることができる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：まるごとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）

【概要】

濁川流域（渋川流域）内において、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域を「まるごとハザードマップ」と見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる想定浸水深や避難所等への誘導に関する情報を標示する取組を推進する。

【実施内容】

自宅周辺の浸水想定深さをリアルに確認することができる「まちごとまるごとハザードマップ」は、水害時の危険性や早期避難の必要性を周知、啓発するためには有効であり、先進自治体の例を参考にしながら実施について検討する。



参考：まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）／国土交通省水管理・国土保全局

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
まるごとまちごとハザードマップの推進	検討、実施	—

【想定される効果】

洪水による浸水のリスクを市民が日常的に使用する公共施設等に掲示することで、日頃から水防災への意識を高めることができる。

自らが生活する地域で水害が発生したときにどんな状況になるのかなどをイメージすることで、防災対策への興味関心を促す。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：防災教育の推進

【現 状】

笛吹市では、子育て家庭を対象とした防災パンフレットを対象家庭に配布し、災害への備えを促進している。また、災害時の携帯電話がつながりにくい状況でも、比較的安定して通信がつながりやすい公衆電話について、NTT 東日本から使用方法を説明するパンフレットを提供していただき、小学生を対象に資料を配布した。一方で、小学生を対象とした防災に関する出前講座も実施している。市のホームページには、マイ・タイムラインを掲載し、災害時の行動について考えていただけるよう啓発している。令和4年度には、市内の全小中学校において学校単位でのタイムラインの作成も行った。総合防災訓練や避難所運営委員会等により、学校と市、そして地域とが連携し、学校や地域での防災教育などの充実も図っている。

【実施内容】

学校と連携した防災訓練（水害時における垂直避難等）や防災リーダー養成講座等の防災教育の実施により、地域防災力の強化を図る。また、「流域治水」の取組について、学校や地域での防災教育などの機会を通じて、住民への周知を図る。



防災危機管理課による出前講座／笛吹市

学校版タイムライン／笛吹市

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
防災教育の推進	総合防災訓練の実施（水害含） 流域治水の恒常的な教育の実施	総合防災訓練の実施（水害含） 流域治水の恒常的な教育の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

水害等に関する防災教育を学校教育活動で実施することにより、児童生徒が自らの命を守るために主体的に行動できるよう育成する。災害時に迅速かつ適切な避難行動につなげ、被害を減少させる。

【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所、笛吹市 総務部 防災危機管理課、教育委員会 学校教育課
山梨県 防災局 防災危機管理課、県土整備部 治水課、教育委員会 教育企画室

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：マイ・タイムラインの普及促進

【概要】

マイ・タイムラインとは、各世帯の災害時の行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、各世帯がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民が自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものである。

濁川流域内において、住民一人ひとりが災害時の避難行動について、タイムラインを作成することで、災害に備える取組を推進する。

【現状】

令和3年度から令和4年度にかけて作成したマイ・タイムライン（わが家の災害時行動計画）の様式を、令和4年7月末に全戸に配布し、各家庭における災害時の行動計画の策定を促進している。

【実施内容】

防災訓練、出前講座及び広報等を通じて、市民にマイタイムラインの作成方法を説明し、計画作成を促す。



マイ・タイムライン（わが家の災害時行動計画）／笛吹市

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
マイ・タイムラインの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による周知 ・ 出前講座を利用した作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による周知 ・ 出前講座を利用した作成支援

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

マイ・タイムラインにより各世帯の災害時の行動計画を平時のうちに作成することにより、迅速な避難行動につなげ、被害を最小限にとどめる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：民間企業との災害時の連携や民間施設を利用した避難場所の確保の推進

【概要】

地域によって災害の被害形態や公共施設数、人口分布が異なり、公共施設だけでは十分な指定避難場所の確保が困難となる場合や長期的な災害時に生活物資の供給に不足が生じる場合に備えて、民間企業との連携を推進する必要がある。

笛吹市では平成19年度より民間企業との災害協定の締結を進めており、現在、笛吹市内の民間企業を中心に71協定を締結している。

【実施内容】

災害時に避難場所の確保や生活物資の供給等を受けられるように、民間企業との災害協定の締結を進めていく。特に、以下の災害協定の締結に向けて検討を行う。

- ・福祉避難所の受け入れ人数を確保するための民間福祉施設との協定
- ・垂直避難や車中泊による一時的な避難先の確保のための民間商業施設の駐車場及びトイレ施設の利用を目的とした協定



災害協定（株式会社シャトレリゾート八ヶ岳/R5.6.27）

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
民間施設との災害協定の締結	協定締結の拡大	協定締結の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

民間企業等との災害時の連携や、民間施設の避難場所としての利用が可能になることによって、地元企業と連携した地域の防災力の向上が期待できる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上

【概要】

地区防災計画の作成や避難訓練を実施することで、災害時の適切な避難行動につなげるほか、地域のコミュニティ機能を活性化させ、災害時の共助の仕組みを強化することにより、地域防災力の向上を図る。

現在、濁川流域（渋川流域）では3地区で地区防災計画が策定されている。

【実施内容】

令和7年度までの策定率100%を目標に地区防災計画の作成支援を実施する。また、地域防災力の向上のため、総合防災訓練や避難訓練への地域住民の参加を促進するとともに、防災資機材の整備等の補助金の交付による自主防災組織の活動を支援する。



啓発用パンフレット『みんなでつくる地区防災計画～「自助」「共助」による地域の防災～』抜粋／内閣府

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
地区防災計画の作成支援	策定率100% (令和7年度)	—
自主防災組織防災設備整備費補助金の交付	実施 (1回/年)	実施 (1回/年)

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

地区防災計画の作成や避難訓練を実施することで、災害時の適切な避難行動につなげるほか、地域のコミュニティ機能を活性化させ、災害時の共助の仕組みを強化することにより、地域防災力が向上され、災害時の被害を最小限にとどめることができる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援

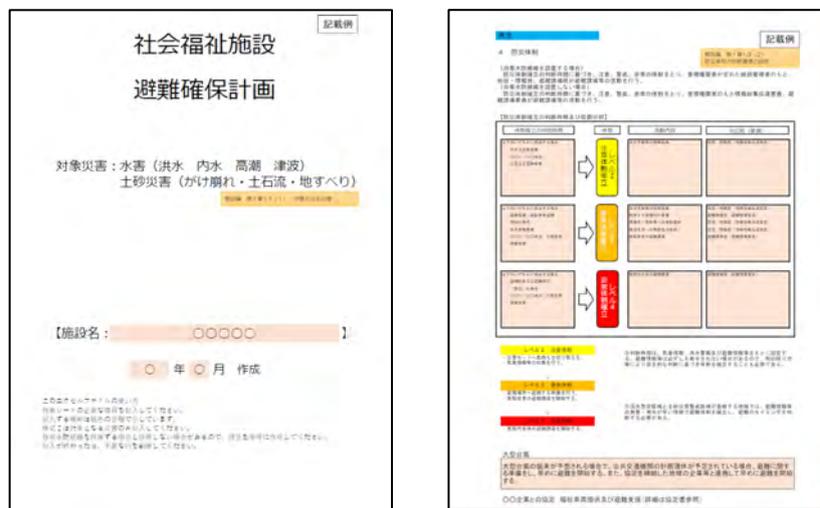
【現 状】

笛吹市の洪水浸水想定区域内の施設のうち、65%の要配慮者利用施設において避難確保計画が策定されている。(R5.9.30 時点)

【実施内容】

洪水浸水想定区域内の避難確保計画が未策定の要配慮者利用施設について、施設管理者に策定を促す通知を発送し、計画段階における相談、支援を行う。

また、各施設においては作成した避難確保計画に基づいた避難訓練を実施する。



社会福祉避難確保計画記載例抜粋

【目 標】

項 目	短期目標（令和 10 年度末）	中期目標（令和 15 年度末）
避難確保計画の作成支援	策定率 100%	—

【想定される効果】

要配慮者利用施設の避難確保計画を策定し、避難訓練を実施していくことで、発災時又は発災のおそれがある場合に、迅速な避難に繋がることが期待される

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

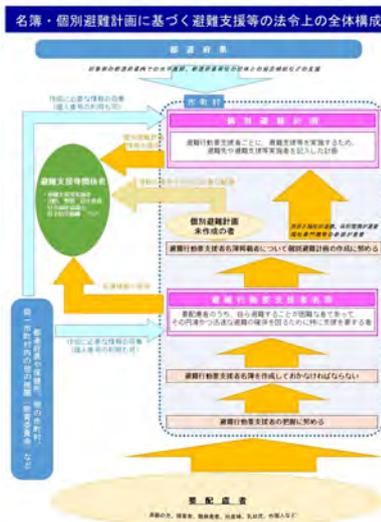
具体的な対策メニュー：避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援

【現 状】

避難行動要支援者が発災時に円滑かつ迅速な避難ができるように、令和5年度から個別避難計画の作成に向け取り組んでいる。計画は順次作成し、令和5年度末から避難支援等関係者へ配付できるよう作業を進めている。

【実施内容】

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者のうち作成についての同意をした人に対し、福祉専門職や地域の避難支援等関係者の協力を得ながら、一人一人に適した実効性のある計画の作成作業に着手していく。



避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針(令和3年5月改定)／内閣府

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
個別避難計画の作成及び実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画の作成及び更新 避難支援等関係者との共有による実効性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画の作成及び更新 避難支援等関係者との共有による実効性の確保

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

個別避難計画を作成することにより、避難行動要支援者及び作成に関わる避難支援等関係者が、災害時にとるべき行動を事前に確認し、認識することができるため、実効性のある避難支援が期待できる。また、掲載事項が充実した内容となるため、迅速な安否確認や心身の状況把握に活用されることが期待できる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 保健福祉部 福祉総務課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：広域避難を視野に入れた避難先の確保

【概要】

濁川流域は甲府盆地に位置し、大規模な洪水時には、広い範囲で浸水が発生する危険性があることから、事前に他の市町村との行政界を越えた避難先を広域にわたり確保することで、災害形態に応じた適切な避難場所の確保を促す。

【実施内容】

避難先の確保は、濁川流域（渋川流域）内だけの検討ではなく、流域外や市外への避難も視野に入れて適切な方法を検討していく。

県が開催している広域避難検討会での支援を受けながら、広域避難計画策定を目指していく。



大規模水害時における広域避難に向けた取り組み／山梨県

【目標】

項目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
広域避難計画の策定	検討	検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

広域避難を視野にいれた避難先を確保することで、災害形態に応じた適切な避難が可能となる。また避難先を事前に調整しておくことによって、局所的な避難所の混雑をさげられ、安全で迅速な避難が可能となる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 総務部 防災危機管理課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援

【現 状】

笛吹市商工会と笛吹市が共同で「事業継続力強化支援計画」を策定し、令和4年1月20日に認定された。

計画実施期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日）の間、事業継続力強化を目標とした次の取り組みを行う。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化
- ・被害の把握・報告ルートの確立
- ・リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発
- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立



事業継続力強化支援計画

【実施内容】

商工会と笛吹市が連携する中で、本市における災害リスク等を周知することにより、小規模事業者に対し、水害を考慮した事業継続計画（BCP：被災した場合等でも、被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画）の必要性を理解していただき、計画の策定を行う。

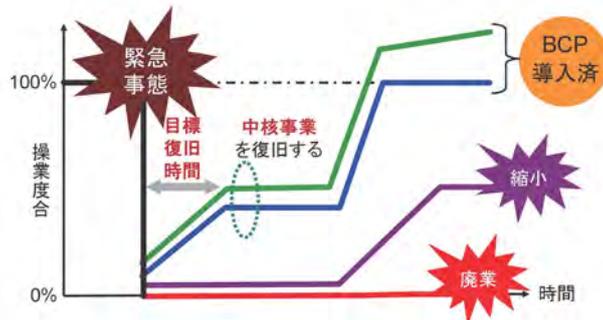


図 BCPの狙い、災害時に計画的に事業を復旧する

中小企業BCP(事業継続計画)ガイド(抜粋) / 経済産業省中小企業庁

【目 標】

項 目	短期目標（令和10年度末）	中期目標（令和15年度末）
小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援	策定事業者の拡大	策定事業者の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

小規模事業者の事業継続計画（BCP）が策定されることで、地域経済等の早期の復旧・復興が期待される。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 産業観光部 観光商工課

実施支援：山梨県 産業労働部 産業政策課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：下水道施設の耐水化対策

【現 状】

大規模水害時において、下水道施設の汚水処理機能を確保し、社会的な影響を最小限にとどめるために浸水対策を推進する必要がある、県及び市では、令和 3 年度に「下水道施設耐水化計画」を策定している。

【実施内容】

県は澗川流域の下流部にある峡東浄化センターの耐水化について、耐水化計画上の短期目標である令和 8 年度末までに 1.2m の水位対応の耐水化を完了させた後、同じく計画上の中期目標である令和 13 年度末までに 2.5m の水位に対応出来るように対策を実施していく。

また、市は管内にあるマンホールポンプについて、今後、新規に制御盤等を設置する際、高さが 1.0m となるよう適宜対策を実施する。(現在、澗川流域内における既存のマンホールポンプについて、制御盤等が 1.0m 以上の高さとなっている)

なお、想定を上回る降雨により浸水が生じた場合は、下水道業務継続計画 (BCP) に基づく対策を実施する。



峡東浄化センター位置図



峡東浄化センター

【目 標】

項 目	施設名称	短期目標 (令和 10 年度末)	中期目標 (令和 15 年度末)
下水道施設の耐水化	終末処理場 (山梨県)	1.2m 水位対応耐水化完了 (令和 8 年度末)	2.5m 水位対応耐水化完了 (令和 13 年度末)
	マンホールポンプ (笛吹市)	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

下水道施設の耐水化を実施することにより、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能の確保又は早期復旧がなされることが期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 下水道室、笛吹市 公営企業部 下水道課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理

【現 状】

笛吹市では、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基礎的事項を示したものとして「笛吹市災害廃棄物処理計画」を令和4年3月に策定している。

なお、本計画は災害対応全般を示す「笛吹市地域防災計画」と一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。

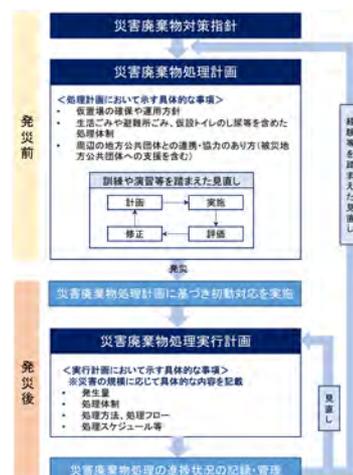
【実施内容】

大規模水害発生時には、笛吹市災害廃棄物処理計画により発生した廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行う。

については、平時より、発災時の廃棄物処理に係る訓練を行い、迅速な廃棄物の収集運搬・処理体制の構築や災害時応援協定先との連携や担うべき役割等について、明確化を図り、廃棄物処理に係る初動対応の体制確立を図る。

特に、仮置場の設置運営並びに、避難所ごみ等など生活系廃棄物の収集体制の維持及び構築について重点的に検討整備を進める。

また、訓練等で得られた知見等により、必要に応じて計画を適宜見直すものとする。



笛吹市災害廃棄物処理計画（抜粋）／笛吹市

【目 標】

項 目	短期目標 (令和10年度末)	中期目標 (令和15年度末)
災害廃棄物処理計画の見直し、更新	適宜実施	適宜実施
災害対応訓練の実施	1回/年	1回/年

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

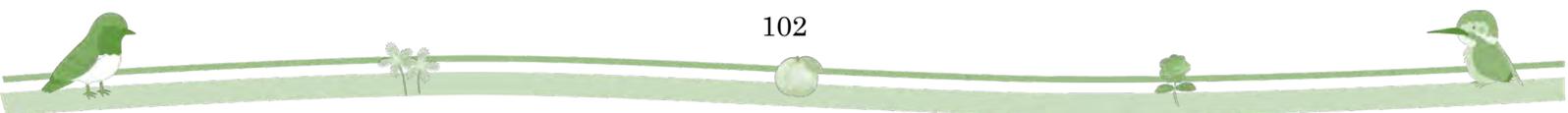
【想定される効果】

大規模水害発生時に災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に処理することにより、住民の生活環境の維持・改善並びに早期の復旧・復興に繋げる。

【関係機関】

実施主体：笛吹市 市民環境部 環境推進課

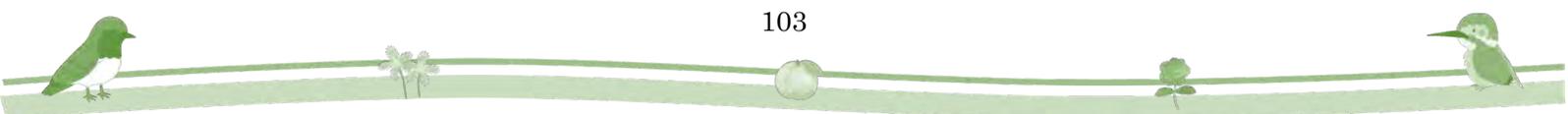
実施支援：山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課





巻末資料

1. アクションプラン策定までの経緯
2. 合意形成について
3. 関係機関一覧



1. アクションプラン策定までの経緯

流域治水対策アクションプラン（濁川流域）の策定にあたり、国、県、甲府市、笛吹市で構成する「濁川流域治水検討会」を開催しました。

1.1 検討会概要

検討会の設置要綱及び委員は以下のとおりです。

濁川流域治水検討会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「濁川流域治水検討会」（以下「濁川検討会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 濁川検討会は、濁川流域において河川管理者のみならず流域のあらゆる関係者の協働により流域治水対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として設置する。

（濁川検討会）

第5条 濁川検討会は、次の事項を協議する。

- (1) 濁川流域における流域治水の具体的な施策や取り組みの検討に関すること。
- (2) 流域治水に係る施策の調整に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 濁川検討会は、議長が招集する。

3 濁川検討会が必要と認める場合は、委員の追加や委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

濁川流域治水検討会設置要綱 抜粋

濁川流域治水検討会 委員表

議長	山梨県県土整備部 技監
委員	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 副所長
	甲府市危機管理室 防災企画課長
	甲府市産業部産業総室 産業立地課長
	甲府市産業部農林振興室 農政課長
	甲府市産業部農林振興室 林政課長
	甲府市まちづくり部まちづくり総室 空き家対策課長
	甲府市まちづくり部まち開発室 都市計画課長
	甲府市まちづくり部まち開発室 公園緑地課長
	甲府市まちづくり部まち開発室 建築指導課長
	甲府市まちづくり部まち整備室 道路河川課長
	甲府市上下水道局下水道管理室 下水道課長
	笛吹市総務部 防災危機管理課長
	笛吹市産業観光部 農林振興課長
	笛吹市産業観光部 観光商工課長
	笛吹市産業観光部 農林土木課長
	笛吹市建設部 土木課長
	笛吹市建設部 まちづくり整備課長
	笛吹市公営企業部 下水道課長
	山梨県防災局 防災危機管理課長
	山梨県林政部 森林整備課長
	山梨県林政部 治山林道課長
	山梨県産業労働部 成長産業推進課長
	山梨県農政部 農村振興課長
	山梨県農政部 耕地課長
	山梨県県土整備部 治水課長
	山梨県県土整備部 下水道室長
	山梨県県土整備部 砂防課長
	山梨県県土整備部 都市計画課長
	山梨県県土整備部 景観まちづくり室長
	山梨県県土整備部 建築住宅課長
山梨県県土整備部 住宅対策室長	

※策定時点

1.2 濁川流域治水検討会における議事概要

会議名	開催年月日	議事概要
第1回濁川流域治水検討会	令和4年 1月12日	<ol style="list-style-type: none"> 濁川流域の状況 河川改修計画について 特定都市河川について
第2回濁川流域治水検討会	令和4年 10月6日	<ol style="list-style-type: none"> 横川流域（骨子案）の事例紹介 最新の動向について
第3回濁川流域治水検討会	令和5年 2月2日	<ol style="list-style-type: none"> アクションプランの対象区域、対象期間、目標、対象降雨 アクションプランの対策メニュー
第4回濁川流域治水検討会	令和5年 3月24日	<u>アクションプラン（骨子案）</u> <ol style="list-style-type: none"> アクションプランの実施期間 合意形成や策定までの流れ
第5回濁川流域治水検討会	令和5年 8月29日	<ol style="list-style-type: none"> 素案の策定に向けた情報共有（対策メニュー編の作成方法、合意形成の進捗状況） 最新の動向について
第6回濁川流域治水検討会	令和5年 12月22日	<u>アクションプラン（素案）</u> <ol style="list-style-type: none"> 合意形成についての報告 アクションプラン（素案）の意見募集
第7回濁川流域治水検討会	令和6年 2月14日	<u>アクションプランの策定</u> <ol style="list-style-type: none"> 意見募集の結果 アクションプランの進捗管理について



第1回濁川流域治水検討会



第6回濁川流域治水検討会

2. 合意形成について

流域治水対策アクションプラン（濁川流域）の策定にあたり、関係者（企業、住民等）に流域治水の重要性やアクションプランの取り組み内容について説明等を行い、合意形成を図りました。

関係者等	実施時期	概要
地元自治会等	令和5年 7月～10月	流域の住民に向けて、流域治水の概要と濁川流域のアクションプランの内容について、自治会長等を通じた各戸への説明（回覧）を実施 また、防災リーダーや民生委員、日本赤十字奉仕団等の地域の防災活動団体へ説明を実施
学校教育関係者	令和5年 8月～9月	流域内の小中学校に対して流域治水の概要と横川流域のアクションプランの内容を説明 また、防災教育においても流域治水の内容を連携し、取り入れていくことを確認
地元企業等	令和5年8月	流域内の商工会会員および甲府市の工業団地各社へ流域治水の概要と濁川流域のアクションプランの内容について、説明（資料配付）を実施 ・甲府市商工会、笛吹市商工会 ・甲府市工業団地（2団体）（※策定時点）
学識者	適宜実施	学識者の意見を取り入れるため、山梨大学の地域防災・マネジメント研究センターと連携し意見交換等を実施
意見募集	令和6年 1月～2月	広く住民等からの意見を取り入れるため、県及び甲府市、笛吹市のHP等にて、アクションプランの素案の意見募集を実施

3. 関係機関一覧

テーマ	関係機関
<p>《テーマ1》 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策</p>	<p>甲府河川国道事務所</p> <p>山梨県 林政部 森林整備課 山梨県 林政部 治山林道課 山梨県 農政部 農村振興課 山梨県 農政部 耕地課 山梨県 県土整備部 道路整備課 山梨県 県土整備部 道路管理課 山梨県 県土整備部 治水課 山梨県 県土整備部 下水道室 山梨県 県土整備部 砂防課 山梨県 県土整備部 都市計画課 山梨県 県土整備部 景観まちづくり室 山梨県 教育委員会 学校施設課</p> <p>甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課 甲府市 産業部 産業総室 産業立地課 甲府市 産業部 農林振興室 農政課 甲府市 産業部 農林振興室 林政課 甲府市 まちづくり部 まちづくり総室 住宅課 甲府市 まちづくり部 まち開発室 都市計画課 甲府市 まちづくり部 まち開発室 公園緑地課 甲府市 まちづくり部 まち開発室 建築指導課 甲府市 まちづくり部 まち整備室 都市整備課 甲府市 まちづくり部 まち整備室 道路河川課 甲府市 教育委員会 教育部 教育総室 教育施設課 甲府市 上下水道局 下水道管理室 下水道課</p> <p>笛吹市 子供すこやか部 保育課 笛吹市 産業観光部 観光商工課 笛吹市 産業観光部 農林土木課 笛吹市 建設部 建設総務課 笛吹市 建設部 土木課 笛吹市 建設部 まちづくり整備課 笛吹市 教育委員会 教育総務課</p>

《テーマ2》

被害対象を減少させるための対策

甲府河川国道事務所

山梨県 県土整備部 治水課

山梨県 県土整備部 砂防課

山梨県 県土整備部 都市計画課

山梨県 県土整備部 建築住宅課

山梨県 県土整備部 住宅対策室

甲府市 まちづくり部まちづくり総室 空き家対策課

甲府市 まちづくり部まち開発室 都市計画課

笛吹市 建設部 まちづくり整備課

《テーマ3》

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

甲府河川国道事務所

山梨県 防災局 防災危機管理課

山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課

山梨県 産業労働部 産業政策課

山梨県 県土整備部 治水課

山梨県 県土整備部 下水道室

山梨県 教育委員会 教育企画室

甲府市 危機管理室 防災企画課

甲府市 危機管理室 地域防災課

甲府市 環境部環境総室 総務課

甲府市 産業部商工観光室 商工課

甲府市 教育委員会教育部教育総室 学校教育課

甲府市 上下水道局工務総室 計画課

甲府市 上下水道局下水道管理室 下水道課

笛吹市 総務部 防災危機管理課

笛吹市 市民環境部 環境推進課

笛吹市 保健福祉部 福祉総務課

笛吹市 産業観光部 観光商工課

笛吹市 公営企業部 下水道課

笛吹市 教育委員会 学校教育課

濁川流域治水検討会

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
山梨県（防災局、林政部、産業労働部、農政部、県土整備部）
甲府市（危機管理室、産業部、まちづくり部、上下水道局）
笛吹市（総務部、産業観光部、建設部、公営企業部）

【事務局】山梨県 県土整備部 治水課
住所：甲府市丸の内 1-6-1 電話：055-223-1702